

◇ 研究ノート ◇

大審院 (民事) 判決の基礎的研究・9

——判決原本の分析と検討 (昭和10年4月分)——

木 村 和 成*

目 次

- 1 昭和10年4月分大審院民事判決原本の内容
- 2 昭和10年4月分大審院民事判決原本の分析

1 昭和10年4月分大審院民事判決原本の内容

原本 (7分冊) には、291件の判決原本が収められている (なお、表中の「No」は原本に付された整理番号。事件記録符号(オ)はすべて省略)。

分	NO	日付	事件番号	主文	部	受命判事	事 件 名	原 審	掲 載 誌
1	1	4・1	昭9-2572	破毀 差戻	1	吉田久	家賃金	樺太地判 昭9・10・6 ¹⁾	裁判例 9民86 法学 4-11-1448
1	2	4・1	昭9-2782	棄却	1	竹田音治郎	賃貸借契約 解除等	大阪控判 昭9・10・20	
1	3	4・1	昭9-2822	棄却	1	竹田音治郎	貸金	水戸地判 昭9・11・15	
1	4	4・1	昭9-2857	棄却	1	中島弘道	文書不真正 確認	新潟地判 昭9・11・15	
1	5	4・2	昭9-2391	破毀 差戻	5	神谷健夫	所有権移転	東京控判 昭9・9・17 評論 23詠399 ²⁾	裁判例 9民89 法学 4-12-1577

* きむら・かずなり 立命館大学法学部准教授

- 1) 一審は豊原区裁 (判決年月日等不明)。
- 2) 一審は東京地裁 (判決年月日等不明)。

大審院（民事）判決の基礎的研究・9（木村）

1	6	4・2	昭9-2483	破毀 差戻	2	犬丸巖	売掛金	福岡地判 昭9・9・22 ³⁾	裁判例 9民88 法学 4-11-1464
1	7	4・2	昭9-2553	破毀 差戻	2	森田豊次郎	無尽払込金	新潟地判 昭9・10・9 ⁴⁾	裁判例 9民88 法学 4-11-1449
1	8	4・2	昭9-2886	棄却	5	井上登	為替手形金	東京控判 昭9・11・21 ⁵⁾	新聞 3833-13 彙報 46下民68 法学 4-11-1465 法学 4-12-1576
1	9	4・2	昭9-2893	棄却	2	森田豊次郎	後见人免黜	長崎控判 昭9・11・27 ⁶⁾	法学 4-11-1457
1	10	4・2	昭9-2901	棄却	5	梶田年	貸金	水戸地判 昭9・11・6	
1	11	4・2	昭9-2916	棄却	5	水口吉蔵	隠居無効	長崎控判 昭9・11・20	
1	12	4・2	昭9-2953	棄却	2	森田豊次郎	無尽金	前橋地判 昭9・11・27 ⁷⁾	法学 4-11-1475
1	13	4・2	昭9-3041	棄却	5	梶田年	貸金及利息	福岡地判 昭9・12・3	
1	14	4・2	昭9-3048	一部 却下・ 一部 棄却	2	古川源太郎	為替手形金	広島控判 昭9・12・3 ⁸⁾	法学 4-11-1449
1	15	4・2	昭9-3051	棄却	5	神谷健夫	貸金	長崎地判 昭9・11・30	
1	16	4・2	昭9-3061	棄却	5	井上登	物件引渡	福岡地判 昭9・12・15	

3) 一審は小倉区裁（判決年月日等不明）。

4) 一審は三条区裁（判決年月日等不明）。

5) 一審は横浜地裁（判決年月日等不明）。

6) 一審は長崎地裁（判決年月日等不明）。

7) 一審は高崎区裁（判決年月日等不明）。

8) 一審は山口地裁（判決年月日等不明）。

1	17	4・2	昭9-3068	棄却	2	古川源太郎	小作料	千葉地判 昭9・11・28 ⁹⁾	新聞 3833-12 彙報 46下民65 評論 24諸416 法学 4-12-1577
1	18	4・2	昭9-3078	棄却	2	駒田重義	家屋明渡	秋田地判 昭9・11・30 ¹⁰⁾	法学 4-10-1323
1	19	4・4	昭9-827	破毀 差戻	1	成道齊次郎	抵当権存在 確認並同登 記移転承諾	鹿児島地判 昭9・2・23 ¹¹⁾	民集 14-437 新聞 3855-4 全集 19-9 評論 24民707 法学 4-11-1449
1	20	4・4	昭9-2837	棄却	1	中島弘道	貸金	広島控判 昭9・11・10	
1	21	4・4	昭9-2897	棄却	1	中島弘道	強制執行異 議	水戸地判 昭9・10・9	
1	22	4・5	昭9-786	棄却	5	井上登	耕地整理組 合賦課金 (再審)	福島地判 昭9・3・29	
1	23	4・5	昭9-2346	棄却	5	井上登	延滞賃料	東京地判 昭9・9・8 ¹²⁾	法学 4-11-1451
1	24	4・5	昭9-2513	破毀 差戻	2	森田豊次郎	債権及抵当 権消滅確認 抹消登記手 続	札幌控判 昭9・7・20	
1	25	4・5	昭9-2543	破毀 差戻	2	犬丸巖	講金	広島控判 昭9・10・6 ¹³⁾	裁判例 9民90 法学 4-12-1578
1	26	4・5	昭9-2856	棄却	5	水口吉蔵	不当利得金 返還	岡山地判 昭9・11・14	

9) 一審は八日市場区裁 (判決年月日等不明)。

10) 一審は大曲区裁 (判決年月日等不明)。

11) 一審は加治木区裁 (判決年月日等不明)。

12) 一審は東京区裁 (判決年月日等不明)。

13) 一審は山口地裁 (判決年月日等不明)。

大審院（民事）判決の基礎的研究・9（木村）

1	27	4・5	昭9-2876	棄却	5	水口吉蔵	特許権利範圍確認審判	特許局審決 昭9・10・13	
1	28	4・5	昭9-2921	棄却	5	梶田年	強制執行異議	水戸地判 昭9・11・24	
1	29	4・5	昭9-2926	棄却	5	井上登	貸金	水戸地判 昭9・11・24	
1	30	4・5	昭9-2923	棄却	2	森田豊次郎	講金返還等	高知地判 昭9・11・14	
1	31	4・5	昭9-3088	棄却	2	古川源太郎	請求ニ関スル異議	大阪控判 昭9・12・10	
1	32	4・5	昭9-3096	棄却	5	水口吉蔵	所有権移転登記手続等	大分地判 昭9・11・8 ¹⁴⁾	民集 14-499 新聞 3859-14 彙報 46下民162 全集 19-11 評論 24民400 法学 4-11-1451
1	33	4・5	昭9-3098	棄却	2	駒田重義	給料	熊本地判 昭9・10・26 ¹⁵⁾	法学 4-12-1591
1	34	4・5	昭9-3108	棄却	2	古川源太郎	貸金	大阪控判 昭9・11・19 ¹⁶⁾	法学 4-12-1578
1	35	4・6	昭9-1440	棄却	4	渡邊久	貸金	山口地判 昭9・6・4 ¹⁷⁾	法学 4-11-1451
1	36	4・6	昭9-2209	破毀差戻	3	矢部克己	売掛代金	新潟地判 昭9・8・2 ¹⁸⁾	裁判例 9民91 法学 4-12-1578
1	37	4・6	昭9-2689	棄却	3	三橋久美	建家収去宅地明渡並損害金	秋田地判 昭9・10・25	

14) 一審は竹田区裁（判決年月日等不明）。

15) 一審は天草区裁（判決年月日等不明）。

16) 一審は和歌山地裁（判決年月日等不明）。

17) 一審は下関区裁（判決年月日等不明）。

18) 一審は新潟区裁（判決年月日等不明）。

1	38	4・6	昭9-2819	棄却	3	椎津盛一	貸金	長崎地判 昭9・11・2	
2	39	4・6	昭9-2879	棄却	3	椎津盛一	抵当権不存在確認並登記抹消手続	広島控判 昭9・11・12	
2	40	4・6	昭9-2889	棄却	3	矢部克己	土地所有権移転登記手続及土地所有権確認並ニ土地仮登記仮処分抹消手続	甲府地判 昭9・11・16	
2	41	4・6	昭9-2909	棄却	3	矢部克己	強制執行異議	新潟地判 昭9・11・13	
2	42	4・6	昭9-2919	棄却	3	椎津盛一	保険金	大阪控判 昭9・11・14	
2	43	4・6	昭9-3024	棄却	3	高田貞男	恩給証書返還	金沢地判 昭9・11・28 ¹⁹⁾	法学4-11-1451
2	44	4・6	昭9-3090	棄却	4	佐藤共之	建物収去土地明渡	東京控判 昭9・12・5 新報390-10	
2	45	4・6	昭10-64	棄却	4	佐藤共之	貸金	札幌地判 昭9・12・8	
2	46	4・8	昭9-2612	破毀差戻	1	吉田久	損害賠償並慰藉料	東京控判 昭9・10・20 ²⁰⁾	裁判例9民92 法学4-11-1458 法学4-12-1579

19) 一審は金沢区裁（判決年月日等不明）。

20) 一審は東京地裁（判決年月日等不明）。

大審院（民事）判決の基礎的研究・9（木村）

2	47	4・8	昭9-2652	棄却	1	吉田久	廢家無効確認	広島控判 昭9・10・22 ²¹⁾	民集14-511 新聞3860-12 彙報46下民186 全集19-20 評論24訴244 法学4-11-1458 法学4-12-1578
2	48	4・8	昭9-2862	棄却	1	竹田音治郎	報償金	札幌控判 昭9・10・19	
2	49	4・8	昭9-2907	棄却	1	中島弘道	貸金	高知地判 昭9・11・14 ²²⁾	法学4-11-1452
2	50	4・8	昭9-2917	棄却	1	中島弘道	売掛代金	新潟地判 昭9・11・22 ²³⁾	法学4-12-1579
2	51	4・8	昭9-2967	棄却	1	成道齊次郎	家賃金	佐賀地判 昭9・11・26	
2	52	4・9	昭9-2486	棄却	5	井上登	手形保証債務履行	東京控判 昭9・10・3	
2	53	4・9	昭9-2591	棄却	5	神谷健夫	商標登録無効	特許局審決 昭9・9・15	法学4-12-1592
2	54	4・9	昭9-2646	破毀差戻	5	井上登	貸金	名古屋地判 昭9・10・8 ²⁴⁾	裁判例9民95 法学4-11-1465
2	55	4・9	昭9-2983	棄却	2	犬丸巖	建物賃貸借契約解除並登記抹消	大阪控判 昭9・11・29	
2	56	4・9	昭9-3013	棄却	2	森田豊次郎	家屋明渡	大分地判 昭9・11・24	
2	57	4・9	昭9-3046	棄却	5	井上登	動産仮差押執行異議	松江地判 昭9・11・22	

21) 一審は岡山地裁（判決年月日等不明）。

22) 一審は安芸区裁（判決年月日等不明）。

23) 一審は三条区裁（判決年月日等不明）。

24) 一審は名古屋区裁（判決年月日等不明）。

2	58	4・9	昭9-3081	棄却	5	梶田年	講金	金沢地判 昭9・11・21	
2	59	4・9	昭9-3116	棄却	5	水口吉蔵	家賃金	大分地判 昭9・11・1	
2	60	4・9	昭9-3136	棄却	5	神谷健夫	貸金	宇都宮地判 昭9・12・12	
2	61	4・9	昭10-42	棄却	2	古川源太郎	債権譲渡行為無効確認 及抵当権移転登記抹消 手続	名古屋控判 昭9・11・9	
2	62	4・9	昭10-52	棄却	2	駒田重義	所有権取得 登記抹消手 続	奈良地判 昭9・12・8 ²⁵⁾	新聞 3835-17 彙報 46下民39 全集 17-10 法学 4-11-1452
2	63	4・9	昭10-82	棄却	2	古川源太郎	不動産仮処 分申請	岐阜地判 昭9・11・7	
2	64	4・10	昭9-2549	棄却	3	矢部克己	特許権並実 用新案権侵 害行為禁止	広島控判 昭9・10・5	法学 4-12-1591
2	65	4・10	昭9-3059	棄却	3	三橋久美	売掛代金	鹿児島地判 昭9・11・9	
2	66	4・11	昭9-2417	破毀 差戻	1	中島弘道	仮処分当否 二付テノ口 頭弁論ノ為 相手方呼出 申立	東京控判 昭9・10・5 ²⁶⁾	裁判例 9民97 全集 17-22 法学 4-11-1453
2	67	4・11	昭9-2812	棄却	1	吉田久	仮処分ニ対 スル異議	東京控判 昭9・11・14 評論 24諸119	

25) 一審は奈良区裁（判決年月日等不明）。

26) 一審は東京地裁（判決年月日等不明）。

大審院（民事）判決の基礎的研究・9（木村）

2	68	4・11	昭9-2927	棄却	1	成道齊次郎	貸金	大阪控判 昭9・11・20 ²⁷⁾	法学4-11-1454
2	69	4・11	昭9-2937	棄却	1	中島弘道	売掛代金	安濃津地判 昭9・11・26	
2	70	4・11	昭9-3072	棄却	1	吉田久	小作料	千葉地判 昭9・11・28 ²⁸⁾	法学4-12-1580
2	71	4・12	昭9-2521	破毀 差戻	5	神谷健夫	賃貸借契約 解除並登記 抹消手続	東京地判 昭9・9・27 ²⁹⁾	裁判例9民100 全集17-14 法学4-11-1454
2	72	4・12	昭9-2643	破毀 差戻	2	犬丸巖	損害賠償	広島控判 昭9・10・19 ³⁰⁾	裁判例9民98 全集17-20 法学4-12-1581
2	73	4・12	昭9-2701	棄却	5	神谷健夫	家屋明渡等	岐阜地判 昭9・10・24	
2	74	4・12	昭9-3053	棄却	2	森田豊次郎	売買無効確 認並登記抹 消	長崎地判 昭9・1・26	
2	75	4・12	昭9-3073	棄却	2	森田豊次郎	会社不成立 確認	宮城控判 昭9・12・8 ³¹⁾	法学4-12-1580
2	76	4・12	昭9-3111	棄却	5	神谷健夫	手付金返還 並違約金	大阪控判 昭9・11・22	
2	77	4・12	昭10-15	棄却	5	梶田年	損害賠償	福岡地判 昭9・12・22 ³²⁾	法学4-12-1581
2	78	4・12	昭10-35	棄却	5	梶田年	商標登録願 拒絶査定不 服	特許局審決 昭9・11・29	

27) 一審は大阪地裁（判決年月日等不明）。

28) 一審は八日市場区裁（判決年月日等不明）。

29) 一審は東京区裁（判決年月日等不明）。

30) 一審は松江地裁（判決年月日等不明）。

31) 一審は青森地裁（判決年月日等不明）。

32) 一審は小倉区裁（判決年月日等不明）。

2	79	4・12	昭10-55	棄却	5	水口吉蔵	金員引渡	岡山地判 昭9・12・12	
2	80	4・12	昭10-102	棄却	2	駒田重義	貸金	水戸地判 昭9・11・22	
2	81	4・13	昭9-1015	棄却	4	細野長良	債権及抵当 権不存在確 認	宮城控判 昭9・4・21	
2	82	4・13	昭9-1709	破毀 差戻	3	矢部克己	借地権確認 等	東京控判 昭9・6・27 新聞 3735-10 ³³⁾ 新聞 3735-10 ³³⁾	民集 14-556 新聞 3863-17 彙報 46下民167 全集 20-21 評論 24民624 法学 4-11-1456
2	83	4・13	昭9-2323	棄却	3	高田貞男	家屋明渡	仙台地判 昭8・8・7	
2	84	4・13	昭9-2534	破毀 差戻	3	岡村玄治	貸金	広島控判 昭9・10・11	裁判例 9民100 法学 4-12-1581
2	85	4・13	昭9-2734	棄却	3	岡村玄治	家賃金	大分地判 昭9・10・27	
2	86	4・13	昭9-2954	棄却	3	岡村玄治	売掛代金	福井地判 昭9・8・7 ³⁴⁾	民集 14-523 新聞 3860-14 全集 19-22 評論 24訴247 法学 4-11-1466 法学 4-12-1583
2	87	4・13	昭9-2959	棄却	3	椎津盛一	恩給証書返 還	岡山地判 昭9・11・21 ³⁵⁾	法学 4-11-1456

33) 一審は東京地裁 (判決年月日等不明)。

34) 一審は小浜区裁 (判決年月日等不明)。

35) 一審は岡山区裁 (判決年月日等不明)。

2	88	4・13	昭9-2979	棄却	3	椎津盛一	無尽契約金	鳥取地判 昭9・11・24 新聞3792-15 評論24諸134	
2	89	4・13	昭9-3050	棄却	4	佐藤共之	債務不存在 並ニ抵当權 設定登記抹 消	名古屋控判 昭9・11・29 ³⁶⁾	法学4-11-1456 法学4-12-1582
2	90	4・13	昭9-3104	棄却	3	高田貞男	物品引渡	秋田地判 昭9・11・30	
2	91	4・13	昭10-204	棄却	4	渡邊久	無尽給付金	鳥取地判 昭9・12・24	法学4-12-1582
2	92	4・13	昭10-224	棄却	4	渡邊久	建物移転建 築禁止其他 所有權妨害 排除	宇都宮地判 昭9・12・28	
2	93	4・13	昭10-454	却下	4	佐藤共之	株式会社設 立無効宣言	広島控判 昭10・1・28	
2	94	4・13	昭10-258		3		立替金	新潟地判 昭9・9・11	※命令
3	1	4・15	昭9-2487	破毀 差戻	1	成道齊次郎	土地所有權 移転登記等	名古屋控判 昭9・9・26 ³⁷⁾	裁判例9民101 法学4-12-1560
3	2	4・15	昭9-2882	棄却	1	竹田音治郎	請負金	広島地判 昭9・11・20 ³⁸⁾	法学4-12-1583
3	3	4・15	昭9-2902	棄却	1	竹田音治郎	土地境界確 定	高知地判 昭9・11・16	
3	4	4・15	昭9-2957	棄却	1	中島弘道	手付金返還	東京控判 昭9・11・21	

36) 一審は名古屋地裁（判決年月日等不明）。

37) 一審は富山地裁（判決年月日等不明）。

38) 一審は竹原区裁（判決年月日等不明）。

3	5	4・15	昭9-2977	棄却	1	中島弘道	無尽掛金	甲府地判 昭9・11・24	
3	6	4・15	昭9-3027	棄却	1	成道齊次郎	賃貸料	鳥取地判 昭9・11・29 ³⁹⁾	法学 4-12-1583
3	7	4・15	昭9-3132	棄却	1	吉田久	賃貸借設定 登記抹消	大阪控判 昭9・11・29 ⁴⁰⁾	新聞 3833-15 彙報 46下民75 評論 24訴200 法学 4-11-1456
3	8	4・15	昭10-166		1		家屋明渡	神戸地判 昭9・12・17	※命令
3	9	4・16	昭9-2623	破毀 差戻	2	犬丸巖	電話加入人 名書替	京都地判 昭9・10・20 ⁴¹⁾	裁判例 9民105 法学 4-12-1583
3	10	4・16	昭9-2768	破毀 差戻	2	古川源太郎	飲食代金	新潟地判 昭9・10・25 ⁴²⁾	裁判例 9民104 法学 4-12-1590
3	11	4・16	昭9-2798	破毀 差戻	2	駒田重義	貸金	高知地判 昭9・10・29	裁判例 9民103
3	12	4・16	昭9-3023	棄却	2	犬丸巖	親族会決議 無効	東京控判 昭9・11・30 新報 388-9 ⁴³⁾	新聞 3835-14 評論 24民403 法学 4-11-1458
3	13	4・16	昭9-3056	棄却	5	水口吉蔵	約束手形金	長崎控判 昭9・11・26	
3	14	4・16	昭9-3093	棄却	2	森田豊次郎	仮差押異議	熊本地判 昭9・11・22	
3	15	4・16	昭9-3113	棄却	2	森田豊次郎	商標登録取 消	特許局審決 昭9・11・26	新聞 3841-17 彙報 46下民36 評論 24諸429 法学 4-12-1592

39) 一審は米子区裁 (判決年月日等不明)。

40) 一審は神戸地裁 (判決年月日等不明)。

41) 一審は京都区裁 (判決年月日等不明)。

42) 一審は新潟区裁 (判決年月日等不明)。

43) 一審は浦和地裁 (判決年月日等不明)。

大審院（民事）判決の基礎的研究・9（木村）

3	16	4・16	昭10-45	棄却	5	神谷健夫	市会議員当選無効	東京控判昭9・12・21	
3	17	4・16	昭10-62	棄却	2	古川源太郎	所有権確認	仙台地判昭9・12・17	
3	18	4・16	昭10-65	棄却	5	神谷健夫	家屋明渡等	和歌山地判昭9・12・17	
3	19	4・16	昭10-75	棄却	5	水口吉蔵	貸金	鹿児島地判昭9・11・30	
3	20	4・16	昭10-105	棄却	5	水口吉蔵	立替金	松江地判昭9・12・11	
3	21	4・16	昭10-245	棄却	5	梶田年	約束手形金	名古屋控判昭9・12・7 ⁴⁴⁾	新聞 3835-18 彙報 46下民44 評論 24商229 法学 4-11-1466
3	22	4・17	昭9-2218	棄却	3	高田貞男	株式売買代金	東京控判昭9・8・4	
3	23	4・17	昭9-2480	棄却	4	渡邊久	貸金	東京控判昭9・9・29	
3	24	4・17	昭9-2574	棄却	3	岡村玄治	実用新案登録無効	特許局審決昭9・9・12	法学 4-12-1593
3	25	4・17	昭9-2974	棄却	3	岡村玄治	手形債務不存在並和解調書無効確認	東京控判昭9・11・27 新報 386-12	
3	26	4・17	昭9-2990	却下	4	佐藤共之	小作米	秋田地判昭9・11・21	
3	27	4・17	昭9-2994	棄却	3	岡村玄治	損害金	長崎控判昭9・11・21	
3	28	4・17	昭9-3029	棄却	3	矢部克己	無尽米	秋田地判昭9・11・30	

44) 一審は名古屋地裁（判決年月日等不明）。

3	29	4・17	昭9-3039	棄却	3	椎津盛一	抵当権抹消	熊本地判 昭9・11・13	
3	30	4・17	昭9-3074	棄却	3	岡村玄治	建物取払地 所明渡	名古屋控判 昭9・12・4	
3	31	4・17	昭9-3094	棄却	3	岡村玄治	損害金	神戸地判 昭9・11・30	
3	32	4・17	昭9-3134	棄却	3	岡村玄治	所有権移転 仮登記抹消 登記	大阪控判 昭9・11・29	
3	33	4・17	昭10-8	棄却	3	岡村玄治	約束手形金	東京控判 昭9・12・12	
3	34	4・17	昭10-229	却下	4	神原甚造	家屋明渡	宇都宮地判 昭9・12・22	
3	35	4・17	昭10-234	棄却	4	佐藤共之	損害賠償	福井地判 昭9・11・10	
3	36	4・17	昭10-244	棄却	4	渡邊久	株金払込	名古屋控判 昭9・12・21 ⁴⁵⁾	法学4-11-1467
3	37	4・17	昭10-304	却下	4	渡邊久	敷金返還	東京控判 昭9・12・24	
3	38	4・17	昭9-2832	破毀 差戻	1	吉田久	不動産競売 売得金配当 異議	名古屋控判 昭9・10・30 ⁴⁶⁾	裁判例9民107 法学4-11-1467
4	39	4・17	昭9-2987	棄却	1	成道齊次郎	定期取引損 失不足金	広島控判 昭9・11・30	
4	40	4・17	昭9-2997	棄却	1	中島弘道	総代会総代 選挙ノ表決 投票確認	長崎控判 昭9・11・28	
4	41	4・17	昭9-3017	棄却	1	中島弘道	延滞家賃金	大分地判 昭9・11・8	

45) 一審は岐阜地裁（判決年月日等不明）。

46) 一審は名古屋地裁（判決年月日等不明）。

大審院（民事）判決の基礎的研究・9（木村）

4	42	4・19	昭9-2618	棄却	2	駒田重義	貸金	東京地判 昭9・10・26	
4	43	4・19	昭9-2693	破毀 差戻	2	森田豊次郎	不当利得返 還	東京控判 昭9・10・30 新聞3791-13 評論24民218	裁判例9民109 法学4-12-1584
4	44	4・19	昭9-2783	破毀 差戻	2	犬丸巖	株式会社設 立無効宣言	大阪控判 昭9・11・6 ⁴⁷⁾	民集14-1134 新聞3900-13 裁判例9民109 全集23-21 評論24商483 法学5-5-795
4	45	4・19	昭9-2943	棄却	2	犬丸巖	所有権確認 所有権移転 登記抹消手 続	東京控判 昭9・11・30	
4	46	4・19	昭9-3071	棄却	5	神谷健夫	損害賠償	東京控判 昭9・12・7	
4	47	4・19	昭9-3131	棄却	5	井上登	前貸金	秋田地判 昭9・11・28	
4	48	4・19	昭10-20	棄却	5	井上登	土地所有権 移転登記手 続	福岡地判 昭9・12・22	
4	49	4・19	昭10-60	棄却	5	梶田年	売掛代金	宮崎地判 昭9・12・17	
4	50	4・19	昭10-120	棄却	5	水口吉蔵	小作料	盛岡地判 昭9・11・21	
4	51	4・19	昭10-140	棄却	5	水口吉蔵	特許願拒絶 査定不服	特許局審決 昭9・8・31	
4	52	4・19	昭10-142	棄却	2	駒田重義	請負代金	東京地判 昭9・11・29	

47) 一審は徳島地裁（判決年月日等不明）。

4	53	4・19	昭10-185	棄却	5	梶田年	売掛代金	福岡地判 昭9・12・17	
4	54	4・19	昭10-190	棄却	5	井上登	債権不存在 確認並金銭 返還	東京控判 昭9・7・24 評論23民1220	
4	55	4・19	昭10-192	棄却	2	古川源太郎	約束手形金	東京控判 昭9・12・22	
4	56	4・19	昭10-2		2		離婚	宮城控判 昭9・12・13	※命令
4	57	4・19	昭10-167		2		小作米	仙台地判 昭9・12・24	※命令
4	58	4・19	昭10-367		2		売却代金引 渡等	広島控判 昭10・1・12	※命令
4	59	4・20	昭9-2069	破毀 差戻	3	矢部克己	失権株式競 売不足金	静岡地判 昭9・7・26 ⁴⁸⁾	民集14-623 新聞3876-8 彙報46下民292 全集20-33 評論24商309 法学4-12-1571
4	60	4・20	昭9-2210	破毀 差戻	4	佐藤共之	損害賠償並 慰藉料	大阪控判 昭9・7・14 ⁴⁹⁾	裁判例9民111 法学4-12-1561
4	61	4・20	昭9-2279	破毀 差戻	3	岡村玄治	所有権確認 登記抹消	東京地判 昭9・8・4 ⁵⁰⁾	裁判例9民110 法学4-12-1561
4	62	4・20	昭9-2785	破毀 差戻	4	佐藤共之	土地所有権 不存在確認	大分地判 昭9・10・6 ⁵¹⁾	裁判例9民113 法学4-12-1585
4	63	4・20	昭9-2794	棄却	3	岡村玄治	貸金	広島控判 昭9・11・1	

48) 一審は浜松区裁(判決年月日等不明)。

49) 一審は神戸地裁(判決年月日等不明)。

50) 一審は東京区裁(判決年月日等不明)。

51) 一審は佐伯区裁(判決年月日等不明)。

大審院（民事）判決の基礎的研究・9（木村）

4	64	4・20	昭9-3069	棄却	3	矢部克己	小作料	千葉地判 昭9・11・28 ⁵²⁾	法学4-12-1585
4	65	4・20	昭9-3089	棄却	3	矢部克己	家屋明渡	宇都宮地判 昭9・12・12	
4	66	4・20	昭9-3099	棄却	3	三橋久美	恩給証書返還	福岡地判 昭9・11・26	
4	67	4・20	昭10-134	棄却	4	佐藤共之	家屋明渡並 損害金	千葉地判 昭9・12・26 ⁵³⁾	法学4-12-1561
4	68	4・20	昭10-194	棄却	4	佐藤共之	貸金	長崎地判 昭9・12・26	
4	69	4・20	昭10-219	棄却	4	渡邊久	売掛代金	京都地判 昭9・12・24	
4	70	4・20	昭10-404	棄却	4	渡邊久	講金	山口地判 昭10・1・21	
4	71	4・22	昭9-2307	棄却	1	成道齊次郎	建物取去土 地明渡	東京控判 昭9・8・9 ⁵⁴⁾	民集14-571 新聞3863-7 全集20-20 評論24民626 法学4-12-1562
4	72	4・22	昭9-2722	一部 破毀 差戻、 一部 棄却	1	竹田音治郎	売渡代金	新潟地判 昭9・10・18 ⁵⁵⁾	法学4-12-1586
4	73	4・22	昭9-2757	破毀 差戻	1	中島弘道	請求ニ関ス ル異議	札幌控判 昭9・10・26 ⁵⁶⁾	裁判例9民114 全集17-12 法学4-12-1586

52) 一審は八日市場区裁（判決年月日等不明）。

53) 一審は松戸区裁（判決年月日等不明）。

54) 一審は東京地裁（判決年月日等不明）。

55) 一審は相川区裁（判決年月日等不明）。

56) 一審は旭川地裁（判決年月日等不明）。

4	74	4・22	昭9-2892	棄却	1	吉田久	貸金	東京地判 昭9・11・14	※大(三民)判 昭7・10・19 (未公刊)の差 戻上告審
4	75	4・22	昭9-2962	棄却	1	竹田音治郎	売掛代金	広島地判 昭9・11・29	
4	76	4・22	昭9-2982	棄却	1	竹田音治郎	小作料	東京控判 昭9・11・30 評論 24民72	
4	77	4・22	昭9-3002	棄却	1	竹田音治郎	貸金	岡山地判 昭9・11・29	
4	78	4・22	昭9-3087	棄却	1	成道齊次郎	所有権移転 登記手続並 家屋明渡等	東京控判 昭9・12・7	
4	79	4・22	昭10-181	却下	1	中島弘道	貸金	福井地判 昭9・12・24	
4	80	4・22	昭10-431	却下	1	成道齊次郎	家屋明渡	福岡地判 昭10・1・30	
5	1	4・23	昭9-2481	棄却	5	前田	不当利得金	山口地判 昭9・9・25 ⁵⁷⁾	民集 14-601 新聞 3869-8 彙報 46下民205 全集 20-18 評論 24諸472 法学 4-12-1562 法学 4-12-1587
5	2	4・23	昭9-2598	棄却	2	駒田重義	建物収去土 地明渡等	東京控判 昭9・10・19	
5	3	4・23	昭9-2816	棄却	5	水口吉蔵	土地引渡	新潟地判 昭9・11・8	
5	4	4・23	昭9-2976	破毀 差戻	5	水口吉蔵	貸金	甲府地判 昭9・11・24 ⁵⁸⁾	法学 4-12-1587

57) 一審は下関区裁 (判決年月日等不明)。

58) 一審は甲府区裁 (判決年月日等不明)。

大審院（民事）判決の基礎的研究・9（木村）

5	5	4・23	昭9-3043	棄却	2	犬丸巖	賃貸借解除 並ニ登記抹 消	札幌控判 昭9・11・12 ⁵⁹⁾	新聞 3833-17 彙報 46下民78 全集 17-11 評論 24民405 法学 4-12-1562
5	6	4・23	昭9-3063	棄却	2	犬丸巖	引受債務履 行	秋田地判 昭9・12・12	
5	7	4・23	昭9-3101	棄却	5	梶田年	所有権移転 登記	名古屋控判 昭9・12・4	
5	8	4・23	昭10-7	棄却	2	森田豊次郎	引受金	松江地判 昭9・12・18	
5	9	4・23	昭10-25	棄却	5	神谷健夫	貸金	大分地判 昭9・12・13	
5	10	4・23	昭10-27	棄却	2	森田豊次郎	貸金	東京控判 昭9・12・14	
5	11	4・23	昭10-47	棄却	2	森田豊次郎	土地建物引 渡	甲府地判 昭9・12・22	
5	12	4・23	昭10-122	棄却	2	駒田重義	強制執行異 議	宮崎地判 昭9・12・10	
5	13	4・23	昭10-125	棄却	5	梶田年	請求ニ関ス ル異議	新潟地判 昭9・12・4	
5	14	4・23	昭10-150	棄却	5	井上登	保証債務履 行	大阪控判 昭9・12・8	
5	15	4・23	昭10-165	棄却	5	神谷健夫	手形金	東京控判 昭9・12・22 評論 24商41 ⁶⁰⁾	法学 4-12-1587
5	16	4・23	昭10-202	却下	2	駒田重義	土地賃料	名古屋控判 昭9・12・27	

59) 一審は札幌地裁（判決年月日等不明）。

60) 一審は東京地裁（判決年月日等不明）。

5	17	4・23	昭10-332	棄却	2	古川源太郎	立替金	東京控判 昭9・12・28	
5	18	4・24	昭9-2214	棄却	3	高田貞男	損失補償額	東京控判 昭9・8・7 新聞3747-11 新報376-24 評論23諸737 ⁶¹⁾	民集14-656 新聞3874-11 全集20-30 評論24諸430 法学4-12-1563
5	19	4・24	昭9-2250	棄却	4	佐藤共之	貸金	熊本地判 昭9・7・13	
5	20	4・24	昭9-2300	棄却	4	渡邊久	契約履行	静岡地判 昭9・8・31	
5	21	4・24	昭9-2355	棄却	4	細野長良	私生子認知	東京控判 昭9・9・15	
5	22	4・24	昭9-2429	破毀 差戻	3	矢部克己	家督相続無 効確認	広島控判 昭9・9・26 ⁶²⁾	裁判例9民118 法学4-12-1570
5	23	4・24	昭9-2640	棄却	4	渡邊久	譲受債権	広島地判 昭9・10・18 ⁶³⁾	法学4-12-1563
5	24	4・24	昭9-2654	破毀 差戻	3	岡村玄治	土地所有権 移転等	大阪控判 昭9・10・13	裁判例9民115
5	25	4・24	昭9-2675	棄却	3	細野長良	貸金	鳥取地判 昭9・10・23	
5	26	4・24	昭9-2709	却下	3	矢部克己	寄託金返還	安濃津地判 昭9・9・28	
5	27	4・24	昭9-2735	棄却	4	細野長良	貸金	大分地判 昭9・10・11	
5	28	4・24	昭9-2750	棄却	4	佐藤共之	貸金	松江地判 昭9・10・22	

61) 一審は横浜地裁（判決年月日等不明）。

62) 一審は岡山地裁（判決年月日等不明）。

63) 一審は広島区裁（判決年月日等不明）。

大審院（民事）判決の基礎的研究・9（木村）

5	29	4・24	昭9-2859	却下	3	椎津盛一	貸金	長野地判 昭9・11・17	
5	30	4・24	昭9-3009	却下	3	矢部克己	家屋明渡	仙台地判 昭9・12・3	
5	31	4・24	昭9-3079	棄却	3	椎津盛一	貸金	名古屋控判 昭9・11・29	
5	32	4・24	昭10-23	却下	3	矢部克己	家賃	東京地判 昭9・11・29	
5	33	4・24	昭10-53	棄却	3	椎津盛一	貸金	岡山地判 昭9・12・10	
5	34	4・24	昭10-68	棄却	3	岡村玄治	貸金	高知地判 昭9・11・30	
5	35	4・24	昭10-69	棄却	4	細野長良	土地引渡	新潟地判 昭9・12・8	
5	36	4・24	昭10-73	棄却	3	椎津盛一	債権確認	大阪控判 昭9・11・19	
5	37	4・24	昭10-119	棄却	4	細野長良	小作料	盛岡地判 昭9・11・21	
5	38	4・24	昭10-183	棄却	3	椎津盛一	貸金	鳥取地判 昭9・12・22	
6	39	4・24	昭10-318	却下	3	岡村玄治	貸金	東京地判 昭9・12・22	
6	40	4・25	昭9-1937	破毀 差戻	1	中島弘道	損害賠償	大阪控判 昭9・7・9 ⁶⁴⁾	裁判例9民120 法学4-12-1565
6	41	4・25	昭9-1971	破毀 差戻	1	中島弘道	損害賠償	大阪控判 昭9・7・9	
6	42	4・25	昭9-2377	破毀 差戻	1	成道齊次郎	特許願拒絶 査定不服	特許局審決 昭9・8・2	裁判例9民120

64) 一審は大阪地裁（判決年月日等不明）。

6	43	4・25	昭9-2627	破毀 差戻	1	成道齊次郎	建物賃貸借 契約解除及 登記抹消	東京地判 昭9・10・19 ⁶⁵⁾	民集 14-693 新聞 3876-9 彙報 46下民296 全集 18-10 全集 20-16 評論 24諸438 法学 4-12-1564
6	44	4・25	昭9-2872	破毀 差戻 ⁶⁶⁾	1	吉田久	貸金	大阪地判 昭9・11・20 新聞 3973-6 ⁶⁷⁾	新聞 3835-5 彙報 46下民15 評論 24民406 法学 4-12-1566
6	45	4・25	昭9-2972	却下	1	吉田久	貸金及保証 債務金	千葉地判 昭9・11・26	
6	46	4・25	昭9-3022	棄却	1	竹田音治郎	敷金返還	東京地判 昭9・11・20	
6	47	4・25	昭9-3042	棄却	1	竹田音治郎	貸金	熊本地判 昭9・11・16	
6	48	4・25	昭9-3057	棄却	1	中島弘道	債権不存在 公正証書無 効確認等	広島控判 昭9・11・30	
6	49	4・25	昭9-3107	棄却	1	成道齊次郎	契約金	札幌控判 昭9・11・7 ⁶⁸⁾	新聞 3843-14 評論 24民530 法学 4-12-1570
6	50	4・25	昭9-3117	棄却	1	中島弘道	印刷代金	東京地判 昭9・12・12	
6	51	4・25	昭10-351	却下	1	成道齊次郎	建物収去土 地明渡	東京地判 昭9・12・19	
6	52	4・25	昭10-256	棄却	1	吉田久	工事請負保 証金返還	千葉地判 昭9・12・24	

65) 一審は東京区裁 (判決年月日等不明)。

66) 差戻控訴審は大阪地判昭11・3・24新聞3973-5。

67) 一審は大阪区判昭9・5・30新聞3973-6。

68) 一審は札幌地裁 (判決年月日等不明)。

大審院（民事）判決の基礎的研究・9（木村）

6	53	4・25	昭9-2777		1		耕地返還小作料	秋田地判 昭9・11・9	※命令
6	54	4・25	昭9-2922		1		債権譲渡無効確認並抹消登記手続	大阪控判 昭9・11・6	※命令
6	55	4・26	昭9-2561	棄却	5	梶田年	利息配当	東京地判 昭9・10・11 新報380-21 評論23商636 ⁶⁹⁾	民集14-735 新聞3877-8 全集21-33 評論24商354 法学4-12-1572
6	56	4・26	昭9-2718	破毀差戻	2	駒田重義	家督相続回復	東京控判 昭9・10・31 新聞3782-7 評論24民62 ⁷⁰⁾	民集14-1146 新聞3900-13 全集23-19 評論24民886 法学5-5-793
6	57	4・26	昭9-2813	破毀差戻	2	森田豊次郎	家賃金	大阪地判 昭9・11・1 ⁷¹⁾	裁判例9民122 法学4-12-1566
6	58	4・26	昭9-2838	破毀差戻	2	犬丸巖	無尽掛返金	静岡地判 昭9・11・19 ⁷²⁾	法学4-12-1588
6	59	4・26	昭9-3121	棄却	5	梶田年	商号使用禁止	大阪控判 昭9・12・17 ⁷³⁾	民集14-707 新聞3876-10 全集20-32 評論24訴252 法学4-12-1573
6	60	4・26	昭10-17	棄却	2	犬丸巖	土地買戻	長崎控判 昭9・12・19	
6	61	4・26	昭10-67	却下	2	森田豊次郎	貸金	函館地判 昭9・12・14	

69) 一審は東京区判昭7・9・2新聞3480-18＝評論21商723。

70) 一審は長野地裁（判決年月日等不明）。

71) 一審は大阪区裁（判決年月日等不明）。

72) 一審は沼津区裁（判決年月日等不明）。

73) 一審は大阪地裁（判決年月日等不明）。

6	62	4・26	昭10-115	棄却	5	神谷健夫	売掛代金	山口地判 昭9・12・10	
6	63	4・26	昭10-152	却下	2	古川源太郎	貸金	秋田地判 昭9・12・19	
6	64	4・26	昭10-162	棄却	2	駒田重義	電話名義移 転	宮城控判 昭9・12・22	
6	65	4・26	昭10-180	棄却	5	水口吉蔵	譲受債権金	名古屋控判 昭9・12・11	
6	66	4・26	昭10-205	棄却	5	梶田年	家屋明渡	岡山地判 昭9・12・24	
6	67	4・26	昭10-212	却下	2	古川源太郎	請求二関ス ル異議	広島控判 昭9・12・27	
6	68	4・26	昭10-220	棄却	5	神谷健夫	仮差押執行 異議	盛岡地判 昭9・12・28	新聞 3843-16
6	69	4・26	昭10-225	棄却	5	梶田年	貸金	千葉地判 昭9・12・24	
6	70	4・26	昭10-242	棄却	2	駒田重義	債権不存在 確認並ニ不 当利得金返 還	山形地判 昭9・12・27	
6	71	4・26	昭10-272	棄却	2	古川源太郎	貸金	安濃津地判 昭9・11・14 ⁷⁴⁾	法学 4-12-1568
6	72	4・26	昭10-342	却下	2	駒田重義	売掛代金	函館地判 昭9・12・27	
6	73	4・26	昭10-352	棄却	2	古川源太郎	建物取去土 地明渡	名古屋控判 昭9・12・28	
6	74	4・26	昭10-387	却下	2	犬丸巖	貸金	名古屋控判 昭9・12・20	

74) 一審は安濃津区裁（判決年月日等不明）。

大審院（民事）判決の基礎的研究・9（木村）

6	75	4・26	昭10-442	棄却	2	駒田重義	貸金	熊本地判 昭9・12・28	
6	76	4・26	昭10-467	却下	2	犬丸巖	損害賠償	松山地判 昭10・1・31	
6	77	4・27	昭9-2395	棄却	4	細野長良	貸金	仙台地判 昭9・9・10	
6	78	4・27	昭9-2570	棄却	4	佐藤共之	請求ニ関スル異議	大分地判 昭9・9・13	
7	79	4・27	昭9-2684	破毀 差戻	3	高田貞男	講金	長崎地判 昭9・10・11	
7	80	4・27	昭9-2714	破毀 差戻	3	岡村玄治	不当利得金 並弁償金	京都地判 昭9・10・27 ⁷⁵⁾	民集14-790 新聞3879-7 全集21-17 評論24民712 法学4-12-1569
7	81	4・27	昭9-3049	棄却	3	三橋久美	家屋明渡家 賃金	甲府地判 昭9・11・30	
7	82	4・27	昭9-3109	棄却	3	矢部克己	保証債務金	高松地判 昭9・12・4	
7	83	4・27	昭9-3114	棄却	3	岡村玄治	家督相続回 復及相続登 記抹消手続 等	東京控判 昭9・12・12 ⁷⁶⁾	民集14-1009 新聞3894-13 彙報46下民371 全集22-18 評論24民800 法学4-12-1570
7	84	4・27	昭10-9	棄却	4	細野長良	貸金	甲府地判 昭9・12・14	
7	85	4・27	昭10-49	棄却	4	細野長良	貸金	青森地判 昭9・12・7	

75) 一審は京都区裁（判決年月日等不明）。

76) 一審は浦和地裁熊谷支部（判決年月日等不明）。

7	86	4・27	昭10-58	棄却	3	高田貞男	家屋明渡	福岡地判 昭9・12・8	
7	87	4・27	昭10-103	却下	3	椎津盛一	保証債務金	福岡地判 昭9・12・8	
7	88	4・27	昭10-123	棄却	3	椎津盛一	貸金	熊本地判 昭9・9・29	
7	89	4・27	昭10-159	棄却	4	細野長良	所有権移転 登記抹消	宮城控判 昭9・12・20	
7	90	4・27	昭10-199	棄却	4	細野長良	貸金	青森地判 昭9・12・27	
7	91	4・27	昭10-319	棄却	4	細野長良	貸金	仙台地判 昭9・12・22 ⁷⁷⁾	新聞 3844-15 彙報 46下民59 評論 24諸442 法学 4-12-1568
7	92	4・27	昭10-323	却下	3	椎津盛一	動産引渡等	大阪地判 昭9・12・22	
7	93	4・27	昭10-364	棄却	4	渡邊久	債権不存在 確認並抵当 権抹消手続	新潟地判 昭9・12・27	
7	94	4・27	昭10-379	棄却	4	細野長良	売掛代金	大阪地判 昭9・12・22	
7	95	4・27	昭10-483	却下	3	椎津盛一	建物収去土 地明渡地質 損害金	函館地判 昭9・12・27	
7	96	4・27	昭10-508	却下	3	高田貞男	執行異議	仙台地判 昭10・1・28	
7	97	4・27	昭9-2860		4		貸金	東京地判 昭9・11・13	※命令

77) 一審は仙台区裁（判決年月日等不明）。

大審院（民事）判決の基礎的研究・9（木村）

7	98	4・30	昭9-2741	棄却	5	梶田年	商標使用権 確認等	名古屋控判 昭9・10・27 ⁷⁸⁾	民集 14-831 新聞 3882-7 彙報 46下民375 全集 21-32 評論 24諸477 法学 5-1-122
7	99	4・30	昭9-2881	棄却	5	梶田年	離縁無効確 認	広島控判 昭9・11・16 ⁷⁹⁾	民集 14-1175 新聞 3900-15 全集 23-31 評論 24訴378 法学 5-5-798
7	100	4・30	昭9-2996	破毀 差戻	5	水口吉蔵	頼母子講等	広島地判 昭9・11・29 ⁸⁰⁾	裁判例 9民124 法学 4-12-1569
7	101	4・30	昭9-3118	棄却	2	駒田重義	貸金	東京控判 昭9・12・7 ⁸¹⁾	法学 4-12-1588
7	102	4・30	昭9-3126	棄却	5	井上登	工事金	広島控判 昭9・12・14	
7	103	4・30	昭10-37	棄却	2	犬丸巖	建物明渡	東京控判 昭9・12・17 新聞 3809-10 評論 24民224	
7	104	4・30	昭10-70	棄却	5	水口吉蔵	損害賠償	大阪控判 昭9・12・17 ⁸²⁾	法学 4-12-1573
7	105	4・30	昭10-240	却下	5	水口吉蔵	売掛代金	新潟地判 昭9・12・26	
7	106	4・30	昭10-255	却下	5	井上登	年賦金	安濃津地判 昭9・12・12	

78) 一審は岐阜地裁（判決年月日等不明）。

79) 一審は広島地裁（判決年月日等不明）。

80) 一審は尾道区裁（判決年月日等不明）。

81) 一審は横浜地裁（判決年月日等不明）。

82) 一審は神戸地裁（判決年月日等不明）。

7	107	4・30	昭10-260	棄却	5	水口吉蔵	建物収去土地明渡損害賠償	盛岡地判 昭9・12・28	
7	108	4・30	昭10-275	棄却	5	神谷健夫	家屋明渡等	札幌地判 昭9・12・26	
7	109	4・30	昭10-292	棄却	2	古川源太郎	貸金	仙台地判 昭9・12・24	
7	110	4・30	昭10-312	棄却	2	古川源太郎	貸金	熊本地判 昭9・11・27	
7	111	4・30	昭10-345	却下	5	梶田年	売掛代金	大分地判 昭9・12・13	
7	112	4・30	昭10-355	却下	5	神谷健夫	株式競売不足金	名古屋地判 昭9・12・26	
7	113	4・30	昭10-380	却下	5	水口吉蔵	強制執行異議	松江地判 昭9・12・26	
7	114	4・30	昭10-410	却下	5	井上登	模合掛戻金	鹿児島地判 昭9・12・27	
7	115	4・30	昭10-415	却下	5	神谷健夫	保証債務金	盛岡地判 昭9・12・28	
7	116	4・30	昭10-422	棄却	2	駒田重義	売掛代金	岡山地判 昭10・1・23	
7	117	4・30	昭10-440	却下	5	梶田年	終身定期金	静岡地判 昭10・1・31	

※注——「掲載誌」の「新聞」は法律新聞、「裁判例」は大審院裁判例、「彙報」は判例彙報、「新報」は法律新報、「全集」は大審院判決全集、「評論」は法律評論、「法学」は法学（東北大学）を指す。

291判決中、破毀が42件、棄却が210件、却下が33件⁸³⁾（却下理由はおおむね4つに分類される——上告理由書が民事訴訟法398条⁸⁴⁾所定の期間内に提出されな

83) 月内の全判決に占める却下の割合は11.3%である。なお、筆者がこれまで取り上げてきた昭和5年9月分では33.9%、昭和6年5月分では16.4%、昭和8年7月分では10.6%となっている。

84) 民事訴訟法398条（当時）「上告状ニ上告ノ理由ヲ記載セサルトキハ前条ノ通知ヲ受メ

かったこと、上告状に相当の印紙が貼付されていなかったこと、上告申立てに対する補正命令が出されたが期間内に補正されなかったこと、中間判決に対し独立して上告をなしたこと）となっている（一部棄却・一部却下判決等を重複して算出しているため、合計が291件とはならない）。

2 昭和10年4月分大審院民事判決原本の分析

2-1. 民集掲載基準の検討

2-1-1. 民集掲載判決の分析

全291判決のうち18件が大審院民事判決集（民集）に掲載されている⁸⁵⁾。まずはこの18件がなぜ民集に掲載すべきものとされたのかということについて分析しておく。なお、以下の【判示事項】・【判決要旨】はいずれも民集記載のものである（【数字】はすべて上の表の【分冊-No】に対応している）。

[1-19]⁸⁶⁾

【判示事項】 分筆ニ因ル抵当権登記ノ転写ノ遺漏ト更正登記

【判決要旨】 抵当権ノ設定登記アル土地ヲ分割シテ甲乙ノ両地ト為シ乙地ニ付分筆ノ登記ヲ為スニ当リ登記官吏ノ過誤ニ因リ抵当権登記ノ転写ヲ遺漏シ其ノ後乙地カ第三者ニ売渡サレタル場合ニ於テハ新旧登記簿及付属書類等ノ対照ニ依リ登記ノ遺漏ヲ認め得ヘキトキハ抵当権者ハ第三者ヲ相手方トシテ更正登記ニ付承諾ニ代ルヘキ裁判ヲ求ムル訴ヲ提起スルコトヲ得ルモノトス

本判決も援用する大（民連）判大12・7・7民集2-448は、抵当権の登記が登記官吏の過誤その他の事由により不当に抹消された場合であっても、当事者は自己の抵当権を抹消登記がない場合と同じく第三者に対抗することができるのみならず、抹消された登記の回復に必要な手続を請求することができるとするものである。本判決は、この理が本件のような場合にも妥当するとしつつ、第三者に対する更正登記承諾請求の具体的な要件を示しており、民集に掲載すべき価値があるものと判断されたのだろう。

▼ケタル日ヨリ三十日内ニ上告理由書ヲ提出スルコトヲ要ス

85) この18件はすべて他の公刊物にも掲載されている。

86) 本判決の評釈として、山田晟「判批」民事法判例研究会編『判例民事法(13)昭和十年度』（昭11、有斐閣）127頁などがある。

[1-32]⁸⁷⁾

【判示事項】 買戻金額ノ登記ト買戻代金

【判決要旨】 不動産買戻ノ登記ニ買戻金額ノ表示アル場合ト雖売主ハ買主カ事実支払ヒタル代金額ヲ返還シテ買戻ヲ為スコトヲ得ルモノトス

本判決は、買戻特約の登記にその売買契約で定めた代金と異なる代金の表示がある場合であっても、売主はその買主より支払いを受けた代金を返還することを要し、それを返還することで十分であるとするものだが、この点につき大審院の先例とみるべきものは存在しない。そのため、民集登載判決とされたものと考えられる。

なお、他の論旨に対する判断もすべて掲載されているが、文字のポイントが落とされていることからわかるように、重要な判断が示されている箇所ではない。

[2-47]⁸⁸⁾

【判示事項】 原被告ノ混同ト訴訟ノ終了——廃家本人ノ意思無能力ト其ノ届出ノ効力

【判決要旨】 一 被相続人ノ死亡ニ因リ原告ト被告トカ同一人ト為リタルトキハ訴訟ハ当然ニ消滅スルモノトス (要旨第一)

二 廃家本人カ届出当時意思無能力者ナルトキハ其ノ廃家届出ハ無効ナリトス (要旨第二)

本判決が民集に登載されたのは、[1-32]と同じ理由によるものと思われる。

なお、本判決については、当初、不掲載の押印がなされている。

[2-82]⁸⁹⁾

【判示事項】 借地権ノ消滅

【判決要旨】 賃借人ヲシテ賃借地ヲ使用収益セシムヘキ賃貸人ノ義務カ其ノ責ニ帰スヘキ事由ニ因リテ履行不能トナルトキハ賃借人ノ借地権ハ消滅スルモノトス

本件は、借地上の建物の滅失後、賃貸人が第三者に当該宅地を譲渡したために、賃貸人の義務が履行不能となり、賃借人が損害賠償等を求めた事案である。同種の

87) 本判決の評釈として、東季彦「判批」前掲注(86)151頁などのほか、大審院第一民事部判事吉田久による評釈(中央大学民事判例研究会『民事判例研究録 第一巻』〔昭11, 清水書店〕657頁)がある(判旨に賛成)。

88) 本判決の評釈として、兼子一「判批」前掲注(86)154頁などがある。

89) 本判決の評釈として、内田力蔵「判批」前掲注(86)167頁などがある。

事案として、賃借人の損害賠償請求を棄却した原判決を破毀した大(三民)判昭8・7・5民集12-1783があるが、ここでは借地権の財産的価値の有無が主な争点となっており、借地権の消長については言及がない⁹⁰⁾。本判決は、本件のような場合には借地権が消滅することを確認するために、民集へ登載されることとなったのであろう。

[2-86]⁹¹⁾

〔判示事項〕 請求ノ基礎

〔判決要旨〕 原告カ売掛代金ノ請求ニ付初メ買主ハ被告ナリト主張シ後ニ買主ハ訴外人ニシテ被告ハ其ノ代金債務ヲ引受ケタルモノナリト変更スルモ請求ノ基礎ニハ変更ナキモノトス

本判決については、当初、不掲載の押印がなされている。

請求の基礎については、当時、大審院が「統一の構成を避けてカズイステックに判断」する傾向にあることが指摘されており⁹²⁾、本判決も請求の基礎をめぐる一事例として民集に登載されることとなったのであろう。

なお、文字のポイントが落とされた上で掲載されている箇所は、会社による他人の債務の引受けを会社の目的の範囲とするもので、これは大審院の新判断である。

[4-44]⁹³⁾

〔判示事項〕 土地建物購入費ト設立費用

〔判決要旨〕 芸舞妓取締所組合検査ノ組織ヲ改メテ株式会社ト為スニ付其ノ準備トシテ同検査所有ノ土地建物其ノ他ノ財産ヲ購入スル費用ハ会社設立費用ニ属セサルモノトス

大審院は、上記財産の購入費用は営業準備費にすぎず、たとえ創立総会でその買収を異議なく可決したとしても、その購入費用を会社の負担に帰せしめることができないとする。この点については、「日本産馬株式会社カ設立ノ準備トシテ為シタル土地ノ購入費又ハ馬場設置費ノ如キハ寧ロ営業準備費ニシテ設立費用ニ非ス從テ縦令創立総会ニ於テ設立費用トシテ之ヲ承認シタリトスルモ会社ノ負担ニ帰セシム

90) 本判決については、さしあたり、木村和成「大審院（民事）判決の基礎的研究・6——判決原本の分析と検討（昭和8年7月分）——」533～534頁参照。

91) 本判決の評釈として、齋藤秀夫「判批」前掲注(86)161頁などがある。

92) 齋藤秀夫「民事訴訟法（昭和十年度民事判例の回顧）」法学5巻7号（昭11）1058頁。

93) 本判決の評釈として、鈴木竹雄「判批」前掲注(86)289頁などがある。

ル効力ヲ生セス」とする先例⁹⁴⁾があり、その点では民集登載の必要性は大きくない。本判決が民集に登載された理由としては、財産引受けの一事例としての価値があること、先例が民録時代のやや古いものであること、この2点が考えられる。

[4-59]⁹⁵⁾

【判示事項】 株主ニ対スル失権予告ノ取消

【判決要旨】 取締役カ株主ニ対シ失権予告付株金払込ノ催告ヲ為シタル後株主總會ノ席上ニ於テ失権予告ノ取消ヲ宣言シタルトキハ同總會ニ出席セル株主ニ対シテノミ取消ノ効果ヲ生スルモノトス

[4-71]⁹⁶⁾

【判示事項】 賃貸人ノ承諾ヲ得シテ為シタル転貸ト賃貸借契約ノ解除

【判決要旨】 一 賃借人カ賃貸人ノ承諾ヲ得シテ賃借物ヲ他人ニ転貸シタル場合ニ於テハ賃貸人ハ転貸借終了シタル後ニ於テモ賃貸借契約ヲ解除スルコトヲ得ルモノトス (要旨第一)⁹⁷⁾

二 賃借人カ賃貸人ノ承諾ヲ得シテ賃借地ノ一部ヲ他人ニ転貸シタル場合ニ於テモ賃貸人ハ其ノ全部ノ賃貸借契約ヲ解除スルコトヲ得ルモノトス (要旨第二)

[5-1]⁹⁸⁾

【判示事項】 同一債権ノ担保タル数個ノ抵当物ノ代価ノ同時配当——不動産ニ対スル仮差押債権者ト競売法ニ依ル競売——不動産ニ対スル仮差押ノ執行方法

【判決要旨】 一 債権者カ同一ノ債権ノ担保トシテ数個ノ不動産ニ対シ抵当権ヲ有スル場合ニ同時ニ其ノ代価ヲ配当スヘキトキハ該不動産ニ付キ後順位抵当権ノ存スルト否トニ関セス其ノ各不動産ノ価額ニ準シテ其ノ負担ヲ分ツヘキモノトス (要旨第一)

二 不動産ニ対スル仮差押ノ執行ヲ為シタル債権者ハ後日該不動産ニ対シ競

94) 大(一民)判明 44・5・11 民録 17-281。本文に引用したのは民録の判決要旨。

95) 本判決の評釈として、鈴木竹雄「判批」前掲注(86)183頁などがある。

96) 本判決の評釈として、山中康雄「判批」前掲注(86)172頁などのほか、大審院第二民事部判事犬丸巖による評釈(前掲注(87)680頁)がある(判旨に賛成)。

97) この部分については、民集不掲載の大審院の先例がある。木村和成「大審院(民事)判決の基礎的研究・2——判決原本の分析と検討(昭和3年8月分)——」543～544頁参照。

98) 本判決の評釈として、我妻栄「判批」前掲注(86)178頁などがある。

売法ニ依ル競売手続カ開始セラレタル場合ニ於テ配当ニ与ル債権者ト為ルモノトス（要旨第二）

三 不動産ニ対スル仮差押ノ執行ハ単ニ仮差押命令アルコトヲ登記簿ニ記入スルヲ以テ足り債権金額ハ之ヲ表示スルヲ要セサルモノトス（要旨第三）

以上の3判決については、判決要旨で示された点につき民録・民集登載の先例はないようであり、そのため、民集に登載されることとなったものと思われる。

[5-18]⁹⁹⁾

〔判示事項〕 借地法施行前ニ為シタル賃貸借解約申入

〔判決要旨〕 建物ノ所有ヲ目的トスル土地ノ賃貸借契約ニ於テ賃貸人カ解約権留保ノ特約ニ基キ解約ノ申入ヲ為シタルトキト雖其ノ解約期間満了セサル限り借地法ノ施行ニ因リ右解約申入ハ其ノ効力ヲ失フモノトス

判決要旨の示す準則は、借地権者に一方的に不利な条項の無効を定めた借地法11条が借地法施行前に成立した借地権の存続期間に関する契約条件についても準用される旨を示した先例¹⁰⁰⁾から導き出すことができそうだが、判示事項について示した初めての判決という理由から、民集に登載されることとなったのであろう¹⁰¹⁾。

[6-43]¹⁰²⁾

〔判示事項〕 仮登記アル賃貸借ノ解除

〔判決要旨〕 抵当権ノ登記後民法第六百二条条ノ期間ヲ超エサル始期付又ハ停止条件付賃貸借ニ付仮登記カ為サレタル場合ニ於テモ抵当権者ニ損害ヲ及ホス虞アル限り本登記前ト雖抵当権者ハ其ノ賃貸借ノ解除ヲ請求スルコトヲ得ルモノトス

本判決は大審院の新判断であると思われる。

[6-55]¹⁰³⁾

〔判示事項〕 敷設免許区間ノ廃止変更

99) 本判決の評釈として、吾妻光俊「判批」前掲注(86)189頁などがある。

100) 大(三民)判大12・12・8民集2-655。

101) 東京控判昭4・7・4新聞3036-15は、解約申入れがいったん有効に表示され、これによって賃貸借終了の時期が確定した以上、その後契約終了前に借地法が施行されたとしても、同法の適用はないとする。先例から本判決までの間にこうした下級審判決が存在したことも、本判決を民集登載へと後押しする要因となった可能性がある。

102) 本判決の評釈として、有泉亨「判批」前掲注(86)195頁などがある。

103) 本判決の評釈として、鈴木竹雄「判批」前掲注(86)202頁などがある。

【判決要旨】 地方鉄道会社ノ取締役ハ敷設免許ノ執行前任意ニ免許区間ノ鉄道敷設ヲ廃止変更スルコトヲ得サルモノトス

本判決も大審院の新判断であると思われる。

なお、文字のポイントが落とされた上で掲載されている上告論旨第一点に対する判断——「株式会社ノ原始定款ニ建設利息ヲ株主ニ配当スヘキ旨ノ定メアルトキハ当該会社ノ株主ハ之ニ因リ其ノ定ムルトコロニ従ヒ株主総会ノ決議ノ有無ニ拘ラス一定ノ利息ノ支払ヲ受クヘキ債権者の権利ヲ有スル」——については、判決理由も援用する先例¹⁰⁴⁾がある。しかし、本判決では、定款変更により株主の権利を左右しうるとの判断もなされており、この点を捉えて、大審院は上記先例から態度を転換していると評価するものもある¹⁰⁵⁾。

[6-56]¹⁰⁶⁾

【判示事項】 養嗣子縁組ト民法施行前ノ慣習

【判決要旨】 民法施行前ノ慣習ニ依レハ養嗣子縁組ハ養子ヲ家督相続人ニ指定シ其ノ旨ヲ当該官庁ニ届出テ之ヲ戸籍ニ記載スルニ因リ法律上ノ効力ヲ生スルモノトス

本判決も大審院の新判断であると思われる¹⁰⁷⁾。

[6-59]¹⁰⁸⁾

【判示事項】 不正競争ノ目的ヲ以テスル他人ノ商号ノ使用

【判決要旨】 商法第二十条ニ不正ノ競争ノ目的ヲ以テ同一又ハ類似ノ商号ヲ使用スルトハ他人ノ商号ト同一又ハ類似ノ商号若ハ表示ヲ使用シ世人ヲシテ使用者ノ商号又ハ使用者ノ製造販売ニ係ル商品カ他人ノ商号又ハ商品ナリト誤認セシ

104) 大(一民)判昭8・12・21民集12-2926(民集の判決要旨——「建設利息支払請求権ハ株主総会ノ決議ヲ俟テ発生スルモノニ非サルカ故ニ株主ハ其ノ決議ノ有無ニ拘ラス之カ請求ヲ為スコトヲ得ルモノトス」)。

105) 鈴木・前掲注(103)204頁など。

106) 本判決の評釈として、穂積重遠「判批」前掲注(86)293頁などがある。

107) もっとも、上告人は、「民法実施以前推定家督相続人ナキ被相続人カ予メ家督相続人ヲ指定シテ戸籍ニ登記シタル場合ニ於テハ其相続人ハ縦令養嗣子ノ名称ナキモ法律上養嗣子ト同一ノ取扱ヲ受ケ被相続人ノ死亡又ハ隠居ノ時ニ際シ家督ヲ相続スルノ権利ヲ有ス從テ爾後被相続人カ更ニ他人ヲ養子ト為スモ之カ為メニ其相続権ヲ奪ハルルコトナシ」(民録の判決要旨)とする大(一民)判明37・4・5民録10-412を先例として援用している。

108) 本判決の評釈として、田中耕太郎「判批」前掲注(86)200頁などがある。

ムルコトヲ謂フモノトス

本判決も大審院の新判断であると思われる。なお、判決理由では、判決要旨として捕捉された部分に続き、「夫ノ不正競争防止法第一条第一号ハ畢竟此法意ニ基キ之ヲ他ノ場合ニマテ拡張シタルモノニ外ナラス」として、商法20条と不正競争防止法1条1号との関係が示されている。

そのほか、文字のポイントが落とされた上で掲載されている部分に、「期日ハ指定ノ時間ニ到レハ之ヲ開クヲ得ルニ止マリ必ス之ヲ開カサルヘカラスト云フコト無キカ故ニ時間ニ後ルコトハ毫モ違法アリト為スニ足ラス」（上告論旨第六点に対する判断）との判断が示されている。

[7-80]¹⁰⁹⁾

【判示事項】 売主ノ権利移転不能ノ意義

【判決要旨】 売買ノ目的タル土地ノ一部カ他人ニ属シ爾余ノ部分ノ移転登記及代金ノ支払ヲ了シタル後三年余ヲ経過スルモ猶ホ売主カ右ノ一部ヲ取得シテ買主ニ移転セサルカ如キ場合ニ於テハ格段ノ事情ナキ限り売主ハ之ヲ移転スルコト能ハサルモノト解スルヲ相当トス

本判決については、当初、**不掲載**の押印がなされている。

本件は、民法563条にいう不能の一事例判決として、民集に登載されることとなったものと考えられる。なお、判決要旨は、単に「格段ノ事情ナキ限り」とするが、判決理由では、「縦令被告上告人ニ於テ将来之ヲ実行スルコトカ絶対不能ニアラス且其ノ実行ノ意思アル場合ト雖」との前置きがある。

[7-83]¹¹⁰⁾

【判示事項】 僭称相続人ノ相続人ノ登記抹消義務

【判決要旨】 僭称相続人甲ノ死亡ニ因リ更ニ其ノ相続ヲ為シタル乙ハ甲ノ為シタル不動産ノ相続登記ニ付之カ抹消登記ヲ為スノ義務ヲ負フモノトス

本判決は大審院の新判断だと思われる（本判決については、当初、**不掲載**の押印がなされている）。

なお、民集には上告理由第四・七点とそれに対する判断の部分のみが掲載されているが、実際には上告理由は全8点にわたっている。民集では削除されたその他の上告理由に対する大審院の判断は、**2-2**、で紹介する。

109) 本判決の評釈として、山中康雄「判批」前掲注(86)208頁などがある。

110) 本判決の評釈として、東季彦「判批」前掲注(86)261頁などがある。

[7-98]¹¹¹⁾

【判示事項】 商標法第九条ノ他人ノ登録商標ノ登録出願ノ意義

【判決要旨】 商標法第九条ノ「他人ノ登録商標ノ登録出願」トハ最初ノ登録出願ヲ指スモノニシテ之カ更新登録ノ出願ヲ謂フモノニアラス

判決原本の冒頭欄外には「十六点」との墨書があり、上告論旨第十六点に対する判断の部分が判決要旨として捕捉されている。この部分は大審院の新判断であると思われる。

[7-99]¹¹²⁾

【判示事項】 併合ノ要件ヲ具備セサル共同訴訟ノ取扱——併合ノ要件ヲ具備セサル共同訴訟ト証拠資料

【判決要旨】 一 共同訴訟カ併合ノ要件ヲ具備セサルトキト雖訴訟ノ全部又ハ一部ハ当然却下セラルヘキモノニアラス (要旨第一)

二 併合ノ要件ヲ具備セサル共同訴訟ニ於テ甲当事者ニ対スル部分ハ第一審判決ニ因リ確定シ乙当事者ニ対スル部分ノミ控訴審ニ繫属セル場合ニ第一審ニ於ケル甲当事者ノ本人訊問ハ右ノ控訴審ニ於テモ本人訊問トシテ証拠ト為ルモノトス (要旨第二)

判決原本の冒頭欄外には「六、七点」との墨書があり、上告論旨第六・七点に対する判断の部分が判決要旨として捕捉されている。

要旨第一の部分については、「数人ノ当事者ニ対スル別異ノ訴ヲ併合シ一通ノ訴状ニ依リ之ヲ提起シタル場合ニ於テ其訴カ民事訴訟法第四十八条ノ要件ヲ具備セサルトキハ訴ノ併合自体カ不適法ナルニ止マリ併合セラレタル各箇ノ訴ハ他ニ訴訟条件ノ欠缺ナキ限り適法ナリトス而シテ斯ノ如キ場合ニ於テハ裁判所ハ同第一百八条ニ依リ併合ノ要件ヲ欠キタル各箇ノ訴ニ付キ弁論ノ分離ヲ命シテ訴訟併合ノ不適法ヲ除却スヘキモノニシテ訴全部ヲ却下スヘキモノニ非ス」(民録の判決要旨) とする同趣旨の先例¹¹³⁾が存在するため、先例が民録時代のものである点を除けば、当該部分を判決要旨として捕捉する必要性は感じられない。

要旨第二は大審院の新判断であると推測される。

111) 本判決の評釈として、江川英文「判批」前掲注(86)227頁などがある。

112) 本判決の評釈として、齋藤秀夫「判批」前掲注(86)296頁などがある。

113) 大(三民)判大8・12・17民録25-2324。

2-1-2. 民集不登載判決の分析

2-1-2-1. 原本に「登載」とされているにもかかわらず登載されていないもの

以下で見る [2-52]・[6-69]・[7-79] には、「登載」の朱印が押されているものの、民集には掲載されていない。

[2-52] 「然レトモ原判決事実摘示ニハ上告人ノ陳述シタル事実関係ハ論旨第二項ニ摘録サレタル事実ノ外尚第一審判決事実摘示ノ通りナル旨ノ記載アリ之ニヨリ原審ハ第一審判決ニ於ケル事実摘示ヲ引用シタルコト明ニシテ該判決ニハ論旨第一項所論ノ抗弁明瞭ニ記載シアリサレハ原審ハ所論ノ如ク上告人ノ右抗弁ヲ誤解シテ論旨第二項ノ如ク摘示シタルニ非ス論旨第一項ノ事実ハ同第一項ノ抗弁ノ外ニ尚仮定の抗弁トシテ主張サレタルモノトシテ之カ摘示ヲ為シタルモノナルコト明ナリ而シテ原審ハ其判決理由ニ於テ論旨第一項ノ抗弁ニ付判断ヲ下シ居ルヲ以テ原判決ニハ判断遺脱ノ違法アルコトナク又論旨第二項ノ事実ニ付テハ若上告人之ヲ主張シタルモノニ非ストセハ原審ハ畢竟無用ノ判断ヲ為シタルニ過キサルヲ以テ判決破毀ノ理由トナスニ足ラス」（上告論旨第一点に対する判断）

「然レトモ当該口頭弁論期日ヲ距ル約ハケ月前ニ訴ヲ提起シタリトノ主張ノ中ニハ其今尚繫属中ナリトノ意味ノ自カラ含マルルハ論無キノミナラス仮令期日前訴ノ繫属ハ已ニ終結ヲ告ケ消滅時効亦新ニ進行ヲ始メタレハトテ原判決當時マテ未タ三年ニ満タサルニ於テ訴ノ繫属中ナリヤ否ヤハ実ハ大ナル問題ニ非ス若シ夫レ訴ノ提起ト云フカ如キハ其事ノ性質上漫ニ虚偽ヲ陳述シ得ラルル限ナラサルト共ニ上告人ニ於テ当該主張ノ明カニ争ヘル形跡ノ認ムヘキモノ無キ以上此主張ハ上告人ノ自白スルトコロナルヤ之ヲ窺フニ余有リ原判示ノ意又之ニ外ナラス但訴ノ取下若クハ訴ノ却下アルトキハ時効中断ノ効力遡及シテ消滅スルハ多言ヲ俟タスト雖斯カルハ時効ノ完成ヲ主張スル者ニ於テ其主張並ニ立証ノ責任アリ蓋一旦生シタル効力ハ特別ノ事情無キ限り存続シテ渝ルトコロ無シト観ル可キハ事物普通ノ原則ナレハナリ所論ハ採用スルニ由ナシ」（上告論旨第二点に対する判断）

「然レトモ専門家ナラサル証人ニ対シ法律上些ノ欠陥ナキ陳述ヲ求ムルハ聊カ難キヲ責ムルモノナリ原審カ所論ノ点ニ付挙示シタル程度ノ証言存スル以上之ニヨリ権限アル上告人ノ代表者若クハ代理人ニヨリ債務カ承認サレタルモノト認ムヘキハ寧ろ当然ニシテ不法ニ非ス又所論第二回ノ承認ニシテ認メラルル以上同第一回ノ承認ノ有無ニ拘ハラズ上告人ノ時効ノ抗弁ハ排斥ヲ免レサルヲ

以テ第一回ノ承認ノ認定ニ付所論ノ如キ違法アリトスルモ■ハ主文ニ影響ナキヲ以テ判決破毀ノ理由トナラス」(上告論旨第三点に対する判断)

「然レトモ所論被上告人ノ主張ハ要スルニ上告人ノ抗弁事實ヲ争フモノナルコト明ナリ而シテ此点ニ付テハ被上告人ハ只上告人ノ抗弁ヲ否認スレハ足り其以上何等主張ヲ為スヲ要スルモノニ非ス原審亦右否認ノ趣旨ニシテ明ナル以上其上何等積明ヲ為スノ要アルモノニ非ルヲ以テ論旨ハ理由ナシ」(上告論旨第四点に対する判断)

「原審ニ於テ上告人ハ手形呈示ノ事實ヲ争ヒタルニ拘ハラス原審カ之ヲ争ナシト判示シタルコトノ違法ナルハ洵ニ所論ノ如シ仍テ此違法ハ本件ニ於テ原判決破毀ノ理由タルヘキヤ否ヤヲ案スルニ手形ノ支払場所カ満期日当時ニ於ケル手形債権者ノ営業所若クハ住所ナル以上反対ノ証拠ナキ限り手形ノ呈示ハコレ有リタルモノト認定セサルヘカラス蓋右ノ場合手形債権者ニ於テ支払ノ為期日ニ債権者ノ営業所ニ赴クヘキハ当然ナリ而モ此事無キ以上現実ノ呈示ハ債権者トシテ之ヲ為スニ由無キカ故ニ取りモ直サス呈示無キナリト云ハハ呈示ノ成否ハ債権者トシテ手ヲ措クニ処無ク却ツテニ繋リテ債務者ノ意思ニ存スルニ至ル豈スル理アラムヤ右ノ場合手形カ当該営業所ニ存在シタル一事ヲ以テ直ニ呈示アリト做スヲ妨ケステフコトハ已ニ当院ノ判例トスルコロナリ(昭和六年(オ)第三一三五号事件同七年二月二十六日判決参照)而モ手形ノ支払場所カ債権者ノ営業所ナルニ拘ハラス満期日当時手形カ同所ニ存在セス若ハ手形ハ存在シ且債務者モ来会シタルニ拘ハラス債権者ニ於テ呈示ヲ為サスト云フカ如キハ事物普通ノ状態トシテ殆ント稀有ノ事ニ属スルカ故ニ特ニ其主張ト立証ナキ限り此事無シトスヘキハ云フヲ俟タス本件手形ノ支払場所カ被上告人ノ営業所ナルコト満期日当時其所持人ノ被上告人ナリシコトト孰モ原審ノ確定スル処ナルト共ニ債務者タル上告人ニ於テ前叙判示ニ係ル事實ノ主張モ立証モ之ヲ為サル本件ニ於テ手形呈示ノ事實ハ当然コレ有リタルモノト認定スルコトノ相当ナルハ之ヲ以上ノ判示ニ照ラシ領會ニ余アリ結局原判決ノ当該違法ハ判決主文ヲ異ニスルニ足ラサルニ於テ論旨ハ採用スルニ由ナシ」(上告論旨第五点に対する判断)

上告論旨第五点に対する判断以外の部分については、そもそも公表判決とするほどの重要性は見出せず、上記第五点の部分に関しては、判決理由も援用する先例¹¹⁴⁾がある。よって、**登載**の押印がなされたのは、誤りであった可能性がある。

114) 大(五民)判昭7・2・26民集11-218(民集の判決要旨——「為替手形ノ支払場所カ其ノ

[6-69] 「然レトモ原判決ノ確定スルコロニ依レハ本件取引ニ於テハ借主タル上告人ハ貸主カ株式会社A銀行タルコトヲ其ノ重要ナル内容トシテ貸借証書ニ署名捺印シタル上之ヲ自己ノ代理人タルBニ交付シタルニ同人ハ該証書ヲ被上告人ニ差入レ同人ト本件貸借ヲ為シタルモノナルヲ以テ上告人ノ代理人タルB其人ニハ貸主ノ何人ナルカニ付何等ノ錯誤モナク只同人カ上告人ヨリ特ニ指名セラレタル貸主以外ノ者ト取引ヲ為シタル点ニ於テ其ノ代理権限超越ノ問題ヲ残スニ過キス而モ此取引ノ際貸主タル被上告人ニ於テ右Bニ代理権限アリト信シタルハ正当ノ理由ニ出ルモノナリトノコトハ原審ノ肯定スルコロナルヲ以テ上告人トシテ右貸借上ノ責任ヲ負フヘキハ必然ノ結果ニ外ナラス或ハ事後ニ於テ本件貸借ヲ顧ルトキハ上告人トシテハ其意中ノ貸主以外ノ者カ貸主トシテ顕ハレ来リタル不料ノ驚ニハ打タレシナラムモ之ヲ以テ上告人自身貸主ニ関スル錯誤ニ陥リシト做スヲ得サルハ多言ヲ俟タス何トナレハ取引ノ衝ニ当リタル上告人ノ意思ソノモノハA銀行ヨリ借受クルニ在リシニ拘ラス此意思ハ上告人無自覚ノ間ニ誤テ被上告人ヨリ借受クルモノトシテ表示セラルルニ至リシト云フ関係ノ如キハ始ヨリ絶エテ存スルコトナケレハナリ若シ本件ノ場合ヲシモ尚且錯誤ヲ以テ論スルヲ得ハ則テ代理権限超越ノ場合ニシテ同時ニ錯誤ノ準繩ニ中ラサルモノハ則テ一モコレ無キニ至ラムナリ豈スル理アラムヤ然ラハ則テ原審カ之ヲ錯誤ノ問題ナリト解スルト共ニ此錯誤ニ付テハ表意者タル上告人ニ重大ナル過失アリト認定シテ結局錯誤ノ抗弁ヲ排斥シタルハ失當ナリト雖帰スルコロ其判決主文ニハ何等ノ影響ヲ来タササルカ故ニ原判決ハ之ヲ破毀スルニ由無し論旨ハ理由ナシト云ハサルヲ得ス」（上告理由第一・三点に対する判断）

「然レトモ原判決ハ論旨第二段ニ摘録スル如ク説示シ訴外Bカ上告人（控訴人）ノ代理人トシテ本件消費貸借ヲ締結スヘキ権限ヲ有スト被上告人ニ於テ信シタルハ正当ノ事由アリタリト認定シタルモノニシテ所論ノ如ク被上告人ノ代理人タルCニ於テ右代理権ノ存在ヲ信スヘキ正当ノ事由アリタルコトヲ認定シタルモノニアラサルコト判文上明白ナリ尤モ原判決ニハ右Cカ本件貸借ニ付被上告人ノ代理人トシテ事ニ当リタルカ如ク説示セルコト所論ノ如クナルモ其ノ挙示スル証拠ノ内容ニ徴スレハ這ハ嚴格ナル意義ニ於ケル代理人ノ謂ニアラスシテ本件貸主タル被上告人ノ為ニ同人ノ銀行預金ヲ以テ其ノ貸付資金ニ充ツルコトヲ斡旋シ恰モ同人ノ代理人タル如キ行動ニ出テタル事實ヲ指示シタルモノ

ノ所持人ノ営業所ナル場合所持人カ支払ヲ為スヘキ日ニ其ノ営業所ニ於テ該手形ヲ所持シ居タルトキハ仮令引受人ノ来会ナカリシ為其ノ面前ニ之ヲ呈示スルコトヲ得サリシ場合ト雖其ノ呈示アリタルモノト謂フヲ妨ケサルモノトス。〕。

ト解スヘク畢竟措辞ノ間多少ノ不用意アリシモノニ過キス所論ハ採用スルヲ得ス」(上告理由第二点に対する判断)

「然レトモ甲第一号証ノ借用証書ハ印刷用紙ニシテ借主タル上告人ノ肩書ニハ特ニ連帯債務者タル記載ナキモ其ノ本文第六条第七条第八条ニハ論旨摘録ノ如キ連帯債務者云々ノ記載アルモノナレハ此等本文ノ内容自体ニ依リ其ノ連帯債務者タルコトヲ肯定シタル原判決ハ正当ニシテ所論ノ如キ不法アルモノト謂フヘカラス」(上告理由第四点に対する判断)

本判決において、比較的重要な判断が示されているとみられるのは、上告理由第一・三点に対する判断の部分であろう。本件は、借主Yが、貸主がA銀行であることを重要な内容として貸借証書に署名捺印し、これを自身の代理人Bに交付したところ、BはこれをAではない第三者Xに交付したため、Xから金銭を借用したこととなつてしまい、その後Xから貸金の返還を請求された事案であると推定される。原審は、Xには民法110条にいう正当な理由があり、また表意者であるYに重大な過失があるからYによる錯誤無効の主張は認められないと判断したようだが、大審院は、後者の点を問題視し、代理権限の超越が問題となる本件のような事案では、そもそも本人の錯誤無効を問題とする余地はない旨を判示している(結論的には原審と同じなので破毀判決とはなっていない)。こうした判断を示した判決は他には見当たらず、このことが当初民集への登載が予定されていた理由だった可能性がある。

[7-79] 「按スルニ原判示ニ依レハ本訴講会ニ於テハソノ規約上講ノ総代カ講員ニ対シ裁判上裁判外ニ於テ掛戻金等ノ請求権ヲ有スト云フニ在レハ反証ナキ限り落札講員ニ対シテハ又総代ニ於テ落札金支払債務ヲ負担スルモノト推認シ得サルニアラス果シテ然ラハ同一講員ノ総代ニ対スル如上債権債務カ共ニ弁済期ニアル以上別段ノ定ナキ限りソノ対当額ニ於テ之ヲ相殺シ得ヘキモノト解スルヲ相当トスルニ拘ラス原判決カ論旨摘録ノ如クスル債権債務ハ講ノ規約等ニ別段ノ定ナキ限り講機能ノ維持ノ必要上相殺ニ適セサルモノト解スヘキ旨判示セルハ之ヲ首肯シ難シ尤モ原判決ハ挙示ノ証拠ニ徴シ本訴講会ニ於テモスル相殺ヲ許シ居ラサル事例ナルコトヲ推知シ得ル旨付加説示セルモ該説明並証拠ニ依リテハ上告人Yカ其ノ落札金債権ヲ以テ本訴掛戻債務ト相殺シ得ル理由ハ未タ之ヲ肯認スルニ足ラス則テ原判決ハ右ノ点ニ於テ理由不備若ハ審理不尽ノ不法アルモノニシテ破毀ヲ免レス」(上告理由第二点に対する判断)

本判決は、講の総代が講員に対し掛戻金等の請求権を有する一方で落札金支払債

務を負っている場合に、上記の債権債務が弁済期にあってもこれらを対当額で相殺することはできないとする原判決を、原則相殺が可能であると大審院が判示して破毀したものである。破毀判決ではあるが、特段重要な判断が示されているといえるものでもなく、[2-52]と同様、登載の押印がなされたのは、誤りであった可能性がある。

次の[3-25]には、当初不掲載の押印がなされていたが、×が上書きされ、改めて登載の朱印が押されている。にもかかわらず、民集には登載されていない。

[3-25] 「然レトモ当事者ノ一方カ和解ニ依リテ争ノ目的タル債権ヲ有スルモノト認メラレ相手方カ其ノ弁済ヲ約シタル以上縦令其当時真実右債権ノ存在セサリシ場合ト雖相手方ハ之ヲ理由トシテ和解ノ効力ヲ争ヒ以テ右弁済ノ義務ヲ免レ得ヘキモノニ非サルコト民法第六百九十六条ノ規定ニ照シテ疑ナキ所ニシテ又取消シ得ヘキ行為ニ因ル債権ニ付和解成立シ債務者カ其ノ支払ヲ約シタル以上取消権ハ之ニ因リテ消滅シタルモノト為スヲ同条ノ解釈上相当トスルカ故ニ本件和解ノ成立当時其ノ目的タル債務ノ存在セサリシコト又ハ其ノ債務発生ノ原因タル行為ニ付取消権ノ行使セラレタルコトヲ前提トシテ原判決ヲ非難スル所論ハ何レモ理由ナク原判決ニハ所論ノ如キ違法アルモノニ非ス」（上告理由第一～三点に対する判断）

「取り消しうべき行為による債権につき和解が成立し、債務者がその支払いに合意した場合には、これにより取消権が消滅する」というこの判断は、上記判決の前半部分とは異なり、民法696条の文言から直ちに導かれるものではない。同様の判断を示した先例は見当たらず、そのため民集への登載が検討されたのではないだろうか。

2-1-2-2. 破毀判決

民集不登載判決の中には、2-1-2-1. で紹介した [7-79] を除く35件の破毀判決がある。

まず、以下で紹介する7判決は、いずれも同旨の先例がなく、比較的重要度の高い判断、すなわち先例となりうる準則を示していると思われるものである。

[1-7]（裁判例表題：質権ノ目的タル債権ト相殺）

「仍テ按スルニ上告人カ原審ニ於テ被告ノ人ノ反対債権即東京式五百円会第十号無尽満了ノ給付金ノ債権ハ上告人ノ被告ノ人ニ対スル貸金ノ担保ニ供セラレ居

リタリト主張シタルコトハ其ノ口頭弁論調書ニ依リ明白ニシテ若シスカル事実ノ存スルニ於テハ被告人ハ原告人ノ担保権ヲ消滅セシメタル後ニアラサレハ該債権ヲ以テ相殺ヲ對抗シ得サルモノト謂ハサルヘカラス」(上告理由に対する判断)¹¹⁵⁾

[2-46] (裁判例表題：婚姻予約ノ性質)

「……婚姻予約ハ言フマテモナク専ラ一族ノ和親ヲ念トスヘキモノナレハ一般ノ風習上近親者タル父兄ノ意思ヲ尊重シテ取結ハルヘキ性質ノモノニ属シ原判示ニ従フモ本件婚姻ノ予約ニ付テハ国元ノ両親ノ同意ヲ条件トシタルモノナルコト明ナルカ故ニ当時年齢二十一歳ノ未婚処女タル原告人カ被告人ト婚姻ヲ予約スルニ当リ一旦国元ニ於ケル父母ノ同意ヲ得タリトスルモ判示ノ如ク其後原告人ノ兄Aヨリ其ノ同意ヲ与ヘタルニ付紛議ヲ生シタルコトヲ理由トシ予約取結ノ延期方ヲ原告人ノ姉B等ニ申出テタル以上該予約ノ性質ニ鑑ミルモ特別ノ事情無キ限り一旦与ヘラレタル父母ノ同意ハ右ニ依リ撤回セラレタルモノトシ予約ハ竟ニ成立スルニ至ラサリシモノト認ムルヲ相当トスヘシ」(上告理由第一点に対する判断)

[2-72] (裁判例表題：破毀差戻ノ部分ニ対スル裁判ノ全集表題：一部差戻ト既判力ノ範囲)

「……破毀差戻サレタル部分ニ属スル被告原告人ノ請求ニ付其ノ当否ヲ裁判スルニ当リテハ前記確定判決ノ主文ノ因テ生シタル理由ハ其ノ確定力ノ効力ヲ及ホスコトナシ」(上告理由第一点に対する判断)

[3-10] (裁判例表題：市議選挙期日以後ノ残務整理費ト選挙事務長ノ義務)

「然ルニ市制第三十九条ノ三第一項ニ依リ本件選挙ニ準用セラルヘキ衆議院議員選挙法第四百条第二項ニ依レハ選挙期日後ニ於テ選挙運動ノ残務整理ノ為ニ要シタル費用ハ選挙運動ノ費用ニ非サルモノト看做サルヘキモノニシテ右飲食物代金中選挙期日タル同年四月二日ヨリ後ニ生シタル部分ハ残務整理ノ為ニ要シタルモノト認ムルノ外ナキカ故ニ之ヲ以テ選挙運動ノ費用ト為スコトヲ得ス」(上告理由第一点に対する判断)

115) 本判決で示されている「質権の目的となっている債権については、当該質権を消滅させた後でなければ当該債権をもって相殺を對抗することができない」との準則は、学説では当然のことと考えられていたようである。例えば、我妻栄『新訂債権総論』〔昭39, 岩波書店〕340頁, 342頁。

[4-73]（裁判例表題：保証人ノ債務承認ト主債務者ノ全集表題：保証人ノ行為ト債務者ノ関係）

「然レトモ保証人カ自己ノ為ニ延期契約ヲ為シ又ハ内金弁済ニ因リ自己ノ債務ヲ承認スルニ当リ右延期契約ハ主タル債務者ノ為ニモ為ス旨又右内金弁済ハ単ニ自己ノ保証債務ノ承認ヲ意味スル外尚主タル債務ノ承認ヲモ意味スル旨明示シ若ハ黙示スルカ如キハ特ニ主タル債務者ノ委任アルニ非サレハ之ヲ為スコトナキモノト認ムルヲ相当トス」（上告論旨第二点に対する判断）

[6-40]（裁判例表題：重役ト特殊関係アル社員ニ対スル同僚ノ身元保証）

「……此等原審認定ノ各事情アルニ於テハ他ニ特別ノ事情ノ見ルヘキモノナキ限りAノ入社ハ寧ロ主トシテ被上告会社ノ社長及会計課長其ノ人ノ紹介ニ基キテ為サレタルモノニシテ被上告会社カ社長並会計課長其ノ人ノ紹介アルニ拘ラス上告人外一名ヲシテ身元保証契約書ヲ差入レシメタルハ単ニ社員ノ入社ニ際シテハ会社関係者以外ノ者ヨリ身元保証書ヲ差入レシムル從來ノ慣行ニ基キ一片ノ形式ヲ整ヘタルニ過キサルモノナルカ少クトモ極メテ輕微ナル保証責任ヲ負ハシムル趣旨ニ於テ為サレタルモノト推認スヘキ事情ニ在ルモノト云ハサルヘカラス」（上告論旨第二点に対する判断）

[6-44]¹¹⁶⁾（新聞表題：酒場の戯れ言）※カフェー丸玉事件

「上告人ハ大阪市南区道頓堀『カフェー』丸玉ニ於テ女給ヲ勤メ居リシ被上告人ト遊興ノ上昭和八年一月頃ヨリ昵懇ト為リ其ノ歡心ヲ買ハンカ為メ将来同人ヲシテ独立シテ自活ノ途ヲ立テシムヘキ資金トシテ同年四月十八日被上告人ニ対シ金四百円ヲ与フヘキ旨諾約シタリト云フニ在ルモ叙上判示ノ如クンハ上告人カ被上告人ト昵懇ト為リシト云フハ被上告人カ女給ヲ勤メ居リシ『カフェー』ニ於テ比較的短期間同人ト遊興シタル関係ニ過キシテ他ニ深キ縁故アルニ非ス然ラハスル環境裡ニ於テ縦シヤ一時ノ興ニ乗シ被上告人ノ歡心ヲ買ハンカ為メ判示ノ如キ相当多額ナル金員ノ供与ヲ諾約スルコトアルモ之ヲ以テ被上告人ニ裁判上ノ請求權ヲ付与スル趣旨ニ出テタルモノト速断スルハ相当ナラス寧ロ斯ル事情ノ下ニ於ケル諾約ハ諾約者カ自ラ進テ之ヲ履行スルトキハ債務ノ弁済タルコトヲ失ハラムモ要約者ニ於テ之カ履行ヲ強要スルコトヲ得サル特殊ノ債務關係ヲ生スルモノト解スルヲ以テ原審認定ノ事實ニ即スルモノト云フヘク原審ノ如ク民法上ノ贈

116) 本判決の評釈として、石田喜久夫「判批」星野英一＝平井宜雄編『民法判例百選Ⅱ 債権』（昭50、有斐閣）18頁などがある。

与カ成立スルモノト判断セムカ為ニハ贈与意思ノ基本事情ニ付更ニ首肯スルニ足ルヘキ格段ノ事由ヲ審査判示スルコトヲ要スルモノトス然ラハ原審カ何等格段ノ事由ヲ判示セスシテ輒ク右契約ニ基ク被告ノ本訴請求ヲ容認シタルハ未タ以テ審理ヲ尽ササルモノカ少クモ理由ヲ完備シタルモノト云フヲ得サルニヨリ論旨ハ結局其ノ理由アルニ帰ス」(上告理由第一・二点に対する判断)

次に、判決理由も援用する先例(いずれも民集登載判決)があるために、民集への登載が見送られたと考えられるのが、以下の4判決である。

[3-1] (裁判例表題: 同時履行ノ抗弁ト裁判)

[4-60] (裁判例表題: 自動車所有名義ノ使用承諾者ト賠償義務)

[4-61] (裁判例表題: 所有権移転登記前ノ抵当権取得者ノ権利)

[5-22] (裁判例表題: 父カ嫡出子トシテ届出タル私生子)

さらに、次の2判決には、判決理由で先例が援用されているわけではないが、先例と目しても差し支えない判決が存在する。

[4-72] (法学表題: 差押命令の競合に依り配当要求権を有する者は転付命令の目的たる債権の確認を求むるにつき利益あり)¹¹⁷⁾

[6-57] (裁判例表題: 敷金ノ性質ト延滞賃料ノ充当)¹¹⁸⁾

未公判判決は以下の2件があるが、いずれも民集に登載すべき価値を有する判断を含むものとはいえない。

[1-24] 「仍テ按スルニ原判決ハ被告先代カ原告人及訴外Aヨリ交付ヲ受ケタル本件鯨絞粕精品千四百四十一俵ノ内六百六俵ニ付テハAニ於テ被告先代ノ同意ヲ得テ之ニ金五千円ノ荷為替ヲ付シ被告先代ノ名義ヲ以テ名古屋市Bニ送付シ右手形金ハAニ於テ受領シタル事実ヲ認定シ此ノ金額ハ本件原告人ノ債務ニ充当セラルヘキ絞粕ノ売却代金ヨリ控除スヘキモノナリト判示シタリ然ルニ本件ノ所謂青田売買ノ債権者タル被告先代ハ原告人及Aヨリ交付ヲ受ケタル絞粕ニ付テハ売却代金ヨリ其ノ費用ヲ控除シ其残額ハ之ヲ原告人等ノ負担スル本件債務ノ弁済ニ充当スルコトヲ要シ原告人等兩名ノ承諾ナキ限り其一人ニ右代金ヲ使用セシムルコトヲ得サルコトハ原判決カ認定シタル所謂青

117) 大(民連)判明44・5・4民録17-253, 大(二民)判明44・5・24民録17-325の「当然の帰結」と評価されている(法学4巻12号〔昭10〕1586頁の斎藤秀夫によるコメント)。

118) 先例として、大(五民)判昭10・2・12民集14-204など。

田売買ノ約旨ニ依リ明白ナリト謂ハサルヘカラス原審ハAノ漁場ハ上告人ニ於テ同人ト共同シテ之レカ経営ノ責任ヲ負ヒ来リタル關係上該漁場ノ経営若クハ切上ニ関シ他ヨリ資金若クハ物品ノ供給ヲ受クルニ付テハ相互ニ代理資格ヲ有シ居リタル事實ヲ認定シAノ受領シタル前記ノ五千元ハ此ノ漁場切上ノ用途ニ費消シタル關係上該五千元ハ上告人ノ債務ノ弁済ニ充當セラルヘカリシ金員中ヨリ之ヲ控除スヘキモノナリト説示スレトモ右漁場ノ経営等ニ付資金ノ供給ヲ受クル關係ハ本件青田売買トハ法律上別個ノモノナルコト明白ナルヲ以テ以上荷為替ノ關係ニ付上告人カ之ニ承認ヲ与ヘタル事實ナキ限り輒ク此ノ点ニ関スル上告人ノ主張ヲ排斥シ得サルモノニシテ原判決ハ理由不備ノ違法アリト謂フヘク而シテ以上ノ上告人ノ主張カ正当ナリトスルトキハ上告人ハ一部勝訴ノ判決ヲ受ケクヘキモノナルヲ以テ論旨ハ理由アリ原判決ハ破毀ヲ免レス」(上告理由第一点に対する判断)

[6-41] [6-40] とまったく同じ。身元保証人となったもう一方に対する損害賠償請求と思われる。

その他の判決は、いずれもやはり目新しい判断を含むものでもなく、特に個別に検討する必要もないように思われるので、公刊物に付された表題のみを以下で紹介するにとどめる。

- [1-1]（裁判例表題：賃借人ノ有益費償還請求権ト実験則違背）
- [1-5]（裁判例表題：売買契約解除否定ト理由不備ノ判決）
- [1-6]（裁判例表題：売買契約ノ目的物ニ関スル瑕疵ト審理不尽理由不備）
- [1-25]（裁判例表題：当事者適格ト審理不尽理由不備）
- [1-36]（裁判例表題：売買契約ノ認定ト審理不尽）
- [2-54]（裁判例表題：時効中断ノ認否ト審理不尽）
- [2-66]（裁判例表題：権利ノ範囲限界ヲ確定セサル仮処分取消ノ違法ノ全集表題：入会権ニ基ク立木伐採ト仮処分）
- [2-71]（裁判例表題：消滅セル賃貸借解除権ヲ前提トスル訴ト擬律錯誤ノ全集表題：賃貸借ノ残存期間僅少ト民法第三九五条但書）
- [2-84]（裁判例表題：民訴第四十七条ノ当事者ト審理不尽理由不備）
- [3-9]（裁判例表題：電話加入権ノ譲渡ト積明権不行使審理不尽理由不備）
- [3-11]（裁判例表題：連帯保証ノ認定ト理由不備若ハ法律ノ誤解）
- [3-38]（裁判例表題：根抵当ニ依ル被担保債権ノ存否ト審理不尽又ハ理由不備）

- [4-43] (裁判例表題：不当利得ト当事者ノ主張セサル事実ヲ認定シタル違法)
- [4-62] (裁判例表題：確認訴訟ノ利益ト法律ノ誤解)
- [5-4] (法学表題：当事者の主張せざる事実に基く裁判は違法なり)
- [5-24] (裁判例表題：抗弁排斥ト審理不尽理由不備)
- [6-42] (裁判例表題：工業的発明ノ新規ト審理不尽)
- [6-58] (法学表題：証拠の取捨判断に於ける違法)
- [7-100] (裁判例表題：頼母子掛返金ト審理不尽)

2-1-2-3. 棄却判決

民集不登載の棄却判決のうち、民集以外の公刊物に掲載されている判決は44件存在する。

まず、同旨の先例がなく、比較的重要度の高い判断、すなわち先例となりうる準則を示していると思われる13件の判決を紹介する。

[1-17] (新聞表題：国税徴収法ニヨル差押物件ト譲渡)

「然レトモ国税徴収法ニ依ル本件不動産ノ差押ノ効力ハ同法第十八条ニ依リ不動産ノ法定果実タル借賃ニ及フヘキモ其差押ノ効力発生後不動産所有者タルAカ賃借人タル被告等ニ対シ有セル昭和七年分ノ借賃債権ヲBニ譲渡シ其旨確定日付アル証書ヲ以テ被告等ニ通知シタル行為ハ無効ニ非ス唯差押ヲ為シタル国ニ対シ右譲渡ヲ対抗シ得サルニ過キスシテ国カ後ニ其差押ヲ解除シタル以上右譲渡ハ何人ニ対シテモ完全ニ其効力ヲ生シ其通知以後ニ為サレタル強制管理開始決定ニ依リ其効力ヲ妨ケラレルモノニ非ス縦令強制管理開始決定カ国税徴収法ニ依ル差押ノ解除前ニ為サレタリトスルモ被告等ニ対スル右譲渡ノ効力ニ何等影響ナキモノトス從テ右譲渡ノ目的タル昭和七年分ノ借賃債権ハ強制管理ノ目的ト為ルモノニ非ス」(上告理由第一点に対する判断。他は省略)

[1-18] (法学表題：夫の妻の財産不当処分)

「然レトモ原判決確定ノ事実ハ之ヲ要スルニ係争家屋ハ被告ノ所有ナル処被告ノ夫タル訴外Aニ於テ被告ノ承諾ナキニ拘ハラズ擅ニ自己名義ニ其ノ保存登記ヲ為シ之ヲ自己ノ上告人ニ対スル債務支払ノ為代物弁済トシテ上告人ニ引渡スヘキ旨ノ契約ヲ結ビ之カ所有権移転登記ヲ為シタルト云フニ在リテAカ其ノ妻タル被告ノ為係争家屋ヲ処分シタルニアラサルノミナラス該家屋カ夫婦孰レノ所有ニ属スルヤ分明ナラサル場合ニモアラサルカ故ニ本件ニハ所論ノ如ク民法第八百二条若ハ同法第八百七条第二項ノ適用ナク又仮令被告上告人カ所論ノ

如クAノ前記債務ニ付保証ヲ為シタル事實アリトスルモ之ニ因リAハ被上告人ノ家屋ヲ処分シ得ヘキ権限ヲ取得スルモノニアラサルカ故ニ原判決カ被上告人ニ於テAノ行為ニ因リ係争家屋ノ所有権ヲ失ハサリシ旨ノ判定ヲ為セルハ相当ニシテ所論ノ如キ違法アリト認メ難キヲ以テ論旨ハ理由ナキモノトス」（上告論旨第二点に対する判断）¹¹⁹⁾

[1-33]（法学表題：町村制第九四条に所謂労力の供給の意義）

「然レトモ町村制第九四条ニ所謂労力ノ供給トハ人夫其ノ他労働者ノ労務ヲ供給スルカ如キ労務ノ請負ヲ為ス場合ヲ指摘スルモノニシテ当事者ノ一方カ相手方ニ対シ労務ニ服スルコトヲ約スル雇傭契約ノ如キハ之ヲ包含セサル趣旨ト解スヘキカ故ニ本件ニ於テ上告村カ被上告人ヲ建築工事ノ監督主任トシテ雇入レシハ雇傭関係ニ外ナラサルコト原判決確定ノ如クナル以上前示法条ヲ適用スヘキ限ニアラサルコト勿論ニシテ原審カ該契約ヲ有効ナル旨判定シタルハ結局相当ナルヲ以テ論旨ハ其ノ理由ナキモノトス」（上告論旨第三点に対する判断）

[2-43]（法学表題：受任者を特定せざる弁済の為にする恩給金受領委任の効力）

「然レトモ上告人ノ所論抗弁ノ要旨ハ上告人（控訴人）ハ被上告人（被控訴人）ニ対シ金二千五百五十円ヲ貸渡スト同時ニ被上告人ヨリ同人名義年額金六百六十八円ノ本訴恩給金受領ノ委任ヲ受ケ該恩給証書ヲ受領シ而シテ被上告人トノ間ニ上告人ノ受領セル恩給金ハ之ヲ以テ右貸金債権ノ弁済ニ充当スヘキ旨及右貸金債権ハ被上告人ニ対スル通知又ハ被上告人ノ別段ノ承諾ヲ要セスシテ自由ニ之ヲ他人ニ譲渡シ得ヘシ該譲渡アリタルトキハ新債権者ト被上告人トノ間ニ前示ト同一ナル委任其ノ他ノ契約関係ヲ生セシムヘキ旨ノ特約ヲ為シ仍テ恩給金ノ受領ニ使用スヘキ白紙委任状数通ヲ被上告人ヨリ受領セルモノナレハ本訴恩給金受領ニ基ク受任者ハ特定セス從テ被上告人ハ上告人ニ対シ該委任ヲ解除シ得スト云フニ在ルコト記録上自明ニシテ若シ然リトセハ被上告人不知ノ間ニ前示貸金債権カ転讓渡セララルト共ニ恩給金ヲ受領シ得ヘキ受任者モ亦転讓變更シ從テ被上告人ニ於テ本訴委任契約ヲ解除セントスルモ之ヲ為スニ由ナキニ至ルヘキヲ以テ前示特約ハ結局被上告人カ上告人ニ対シ予メ該委任ノ解除権ヲ放棄セルト何等選フトコロナク斯クノ如キハ恩給法第十一条ニ於テ恩給ヲ受クル権利ヲ担保ニ供スル

119) 本判決については、妻の保護が無能力的であって、取引の安全が犠牲にされており、「最近の一般傾向からは逆転的の判例」との指摘がある（法学4巻10号〔昭10〕1323頁の中川善之助のコメント）。なお、「最近の傾向」として同所で挙げられているのは、大(四民)判昭8・10・25民集12-2613など。

コトヲ禁止セル法意ニ反スルモノナレハ其ノ無効タルヤ明瞭ナリトス然ラハ前示特約ニ基キ本訴恩給証書カ白紙委任状ト共ニ他人間ニ転輾セラルル状態ニ置カレタリトスルモ上告人ハ依然トシテ本訴委任契約上ノ受任者タル地位ヲ失フコトナキモノト解スヘキカ故ニ被上告人ハ上告人ニ対シ何時ニテモ該委任ヲ解除シ得ヘキ筋合ニシテ上告人ノ所論抗弁ハ全ク理由ナシ」(上告理由に対する判断)

[2-62] (新聞表題：仮登記権利者ト本登記抹消ノ請求／全集表題：公売処分ニ依ル所有権登記ト仮登記ノ効力)

「然レトモ所有権移転ノ仮登記ヲ為シタル不動産ニ付第三者カ所有権取得ノ本登記ヲ為シタル結果仮登記権利者ニ於テ登記義務者ニ対シ本登記ヲ為スノ手続ヲ求ムルコト能ハサルニ至リタルトキハ第三者ノ本登記ノ原因タル所有権取得カ登記義務者ノ法律行為ニ因ルト将又強制競売ニ基クトヲ問ハス該仮登記権利者ハ其ノ第三者ニ対シ本登記ノ抹消ヲ請求スルコトヲ得ヘク第三者ハ本登記ヲ以テ仮登記権利者ニ対抗スルコトヲ得サルモノニシテ而モ右ノ抹消請求ハ必スシテ先ツ仮登記権利者カ本登記ヲ為シタル後ニ於テ為ササルヘカラサルモノニ非サルコトハ当院ノ夙ニ判例トスル所(大正六年(オ)第一三五号大正九年(オ)第二九四号昭和三年(オ)第二八八号各事件当院判決)ナルノミナラス此理ハ第三者ノ為シタル本登記ノ原因タル所有権取得カ国税町村税ノ滞納ニ依ル公売処分ニ基ク場合ト雖同一ニシテ彼此差別ヲ設クヘキ何等ノ理由ナキコト原判決説明ノ如クナリトス」(上告論旨第一～六点に対する判断)

[2-68] (法学表題：要素に錯誤ある消費貸借の一事例)

「按スルニ上告人ノ原審ニ於ケル主要ナル抗弁ハ訴外AハB銀行C支店ヨリ金二千五百円ヲ借受ケントシテ上告人等ニ之カ保証人ナルヘキコトヲ依頼シテ其ノ承諾ヲ受ケタルモAハ当時同銀行ニ対シ多額ノ債務ヲ負担シ居リタルヲ以テ同支店長ハAニ対シ右保証人トナルヘキ上告人等ヲAニ代リ改メテ連借人トスルニ非サレハ該金員ヲ貸与スルコト能ハサル旨申向ケタルニヨリAハ余儀ナク上告人等ノ了解ヲ得ルコトナク擅ニ自己ヲ借主ヨリ除外シ保証人タル上告人等ヲ連帯借主ト為シタル借用証書ヲ作成シ上告人等ヲシテ保証人タルノ意思ノ下ニ署名捺印セシメテ銀行ニ差入レタル為上告人等ハ被上告人ニ対シ其ノ意ニ反シテ連帯債務ヲ負担シ居ル結果トナレリ則チ上告人等ハ本件連帯債務ノ責任ヲ負担スルニ付要素ノ錯誤アルモノナリト云フニ在ルコト原判決及之ニ引用シアル第一審判決事実摘示ニ依リ明ナリ」(上告論旨第一・二点に対する判断)

[2-87]（法学表題：第三者に対する恩給証書の譲渡を目的とする特約の効力）

「……原判決ノ措辞ヤヤ尽ササルノ憾ナキニ非サルモ原判決ハ畢竟論旨摘録ニ係ル上告人抗弁ノ如ク上告人カ本件恩給金受領方委任ヲ受ケタル当初ヨリ上告人ニ於テ更ニ第三者ニ其ノ受領方ノ復委任ヲ為シ得ルト同時ニ恩給証書並ニ其ノ付屬書類一切ヲモ本件債権ト共ニ第三者ニ譲渡シ得ヘキコトヲ特約シタリトセハ債務者タル被上告人ニ対シ其ノ恩給証書ノ返還ヲ著シク困難ナラシメ其実恩給証書ヲ担保ニ供シタル以上ノ結果ヲ招来スル虞アルヲ以テ斯ノ如キハ公ノ秩序ニ反スル無効ノ特約タルモノト断スヘク從テ委任者タル被上告人ハ上告人ニ対シ本件委任契約ヲ解除シ其ノ恩給証書ノ返還ヲ請求シ得ヘキ筋合ナル旨ノ判断ヲ与ヘタル趣旨ニ外ナラサルコト原判決ヲ通覽シテ其ノ意ヲ領得スルニ難カラス而シテ如上ノ判断ハ素ヨリ正当ナリ」（上告理由第一・二点に対する判断）

[2-89]（法学表題：民法第四百九十一条と競売手続完了前の手続き費用及債務額に不足なる供託の効力）

「然レトモ民法第四百九十一条ニ依レハ債務者カ元本ノ外利息及ヒ費用ヲ払フヘキ場合ニ於テ弁済者カ債務ノ全部ヲ消滅セシムルニ足ラサル給付ヲ為シタルトキハ之ヲ以テ順次費用利息及元本ニ充当スルコトヲ要スルモノニシテ其充当ノ順序ヲ変更スルコトハ債権者ノ承諾アルニアラサレハ為シ得サルコト明ナルカ故ニ論旨（一）ハ理由ナシ¹²⁰⁾競売手続完結前ト雖既ニ要シタル費用ハ之ヲ計算シ得サルモノニアラサレハ競売手続中ニ任意弁済ヲ為ス場合ニ於テモ先ツ其ノ費用ニ充当スヘキモノト解スルヲ正当トス又弁済者ノ提供シタル金員カ債務額ニ不足セシ為供託ノ無効ヲ来タシタル場合ニ於テハ縦令其後ニ至リ不足額ヲ債権者ニ提供スルモ無効ナル供託カ有効トナルヘキ理由ナ（シ）」（上告理由第一点に対する判断）

「然レトモ原判決ノ確定セル事實ニ依レハ訴外Aカ第三者ノ弁済トシテ抵当債権者タル被上告人ニ対シ提供シタル金員ハ三万六百六十八円四十四銭ニシテ債務者タル上告人等ニ於テ支払義務ヲ負担セル金額ニ二百円ノ不足アリタリト云フニ在ルカ故ニ其履行ノ提供ハ債務ノ本旨ニ從ハサルモノニシテ被上告人ニ於テ之カ受領ヲ拒絶シ得ル正当ノ理由アルコト明ナリ又原審ノ認定セル事實ニ依レハ其履行ノ提供アリタル時期ハ本訴抵当不動産ノ競落許可決定確定シ既ニ代金配当ノ期日モ定マリタル後ナリシト云フニ在ルカ故ニ縦令被上告人ニ於テ債務額ニ不足セル金員ヲ受領スルモ之カ為既ニ確定シタル競落許可決定カ当然其効力ヲ失フヘキ

120) ここまでは未公開部分。

理由ナキト同時ニ競売ノ申立ヲ取下ケント欲スルモ最早其時期ヲ失セルモノナルコトハ競売法第二十三条ノ規定ニ徴シ明白ナルヲ以テ既ニ上告人Yハ其抵当不動産ノ所有權ヲ保有スルニ由ナキ場合ニ陥リタルモノト認ムルノ外ナクスル場合ニ債權者タル被上告人カ債權額ノ一部ノミヲ受領シ徒ラニ事態ヲ復雜ニセンヨリハ寧ロ競売代金ノ配当ニ依リ之カ弁済ヲ受クルニ若カストナシ其受領ヲ拒絶スルハ毫モ信義誠実ノ原則ニ反スルモノニアラス」(上告理由第二点に対する判断)¹²¹⁾

[3-15] (新聞表題：商標法第十五条第一項ノ趣旨)

「然レトモ商標法第十五条第一項ノ規定ハ商標權者カ故意ニ其ノ登録商標ニ商品ノ誤認又ハ混同ヲ生セシムル虞アル付記又ハ変更ヲ為シテ之ヲ使用シタル一切ノ場合ニ適用セラレ其ノ付記又ハ変更ノ程度如何ヲ問ハサルモノナレハ登録商標ニ付記又ハ変更ヲ加ヘテ成レル商標カ其ノ要部ニ於テ原登録商標ト類似シ単ニ付従的部分ニ差異アル場合ニ於テノミ其ノ適用アルモノト解スヘキニアラス」(上告理由第一点に対する判断)

「然レトモ商標權者カ其ノ登録商標ニ付記又ハ変更ヲ為スニ依リ自他商品ノ誤認混同ヲ生セシムル虞アルコトヲ認識シスル付記変更ヲ為シタル商号ヲ使用シタルトキハ商標法第十五条第一項ニ依リ該商標ノ登録ヲ取消シ得ルヤ勿論ニシテ其ノ使用ニ依リ自他商品ノ誤認混同ヲ生セシメントスル意思ノ有無ノ如キハ問フ所ニアラス」¹²²⁾ (上告理由第三点に対する判断。他は省略。)

[3-36] (法学表題：法定又は任意準備金の性質)

「然レトモ株式会社カ法定又ハ任意ノ準備金トシテ積立ツヘキ金額ハ現金ヲ以テ現実ニ之ヲ積立ツヘキモノニ非スシテ単ニ貸借対照表上負債ノ部ノ一項目トシテ之ヲ記載スヘキモノトス」(上告理由第二点に対する判断)

[4-67] (法学表題：留置權者の留置物使用)

「然レトモ上告人カ留置權ニ基キ留置セル本件ノ浴場ヲ湯屋營業ノ為ニ使用スルコトハ其保存ニ必要ナル範圍ヲ逸脱セルモノト云フヘク従テ債務者タル被上告人ニ於テ其使用ヲ承諾シタル事実ノ存セサル以上留置權消滅ノ請求ヲ為スコトヲ

121) 上告理由第二点に対する判断は未公開。

122) この点については、民集不登載の先例として、大(四民)判昭4・7・10新聞3062-9がある。民集登載判決は、大(一民)判昭18・8・10民集22-761(民集の判決要旨——「商標法第十五条第一項ニ所謂故意アリトスルニハ商標權者カ其ノ商標ニ附記又ハ変更ヲ加ヘテ使用シタル場合ニ於テ其ノ使用ニ因リ商品ノ誤認又ハ混同ヲ生スル虞アルコトニ付認識アリタルコトヲ要スルモノトス」)まで待たなければならない。

得ルヤ明ニシテ論旨ハ採用スルニ足ラス」（上告理由第二点に対する判断）¹²³⁾

[6-49]（新聞表題：親族会招集手続ノ瑕疵ト決議ノ効力）

「而シテ右後見監督人ヲ選任スル親族会ヲ招集スルニ当リテ後見人ニ対シ其ノ通知ヲ為ササリシコトハ争ナキ所ナレトモ是レ親族会招集ノ手続ニ瑕疵アリタルニ過キササルモノニシテ其ノ為シタル決議ハ当然無効ニ非ス又会員中Aカ決議ニ参加セサリシモ他ノ二名ノ同意ヲ以テ決議ヲ為シタルトキハ之ヲ以テ無効ナリト云フヲ得ス」（上告論旨第一点に対する判断）¹²⁴⁾

[6-71]（法学表題：契約上ノ高利息ハ必ずしも公序良俗違反ニ非ず）

「然レトモ百円ニ付一ヶ月九円ノ利息ハ甚シキ高利ナリト雖モ此ノ一事ノミニ依リテハ斯カル利息ノ約定ヲ以テ公序良俗ニ反スル無効ノ契約ナリト為スヲ得ス」（上告理由第三点に対する判断）

次に、判決理由も援用する先例（いずれも民録または民集登載判決）があるために、民集への登載が見送られたと考えられるのが、次の4判決である。

[5-5]（新聞表題：民法第三百九十五条ニ基ク訴求ノ全集表題：詐害行為ニ因ル貸借ト解除要件）

[5-15]（法学表題：第三百六十一条の適用例）※商法361条

[7-101]（法学表題：記録に第二審の判決原本の添付なき判決言渡の効力）

[7-104]（法学表題：株式現物商による払込未済株式の譲受と払込意思の推定）

さらに、次の4判決には、判決理由で先例が援用されているわけではないが、先例と目しても差し支えない判決が存在する。

[3-7]（新聞表題：民法第三百九十五条但書ニ基ク裁判）¹²⁵⁾

123) この翌月、第一民事部から（本件は第四民事部）、「家屋ノ賃借人カ其ノ賃借中支出シタル必要費若ハ有益費ニ基ク償還請求権ニ付留置権ノ行使トシテ当該家屋ニ居住スルハ他ニ特殊ノ事情ナキ限り民法第二百九十八条第二項但書ニ所謂留置物ノ保存ニ必要ナル使用ト云フコトヲ妨ケサルモノトス」とする判決（大[一民]判昭10・5・13民集14-876）が登場し、民集登載判決となる（引用部分は民集の判決要旨）。

124) 先例として、大(三民)判大4・10・6民録21-1596。

125) 判決理由では、「夙ニ当院判例トスルコロ」とするにとどまっている。先例に該当すると思われるのは、大(一民)判明35・10・25民録8-134、大(一民)判明45・12・10民録16-921などである。

- [3-21] (新聞表題：小切手支払委託ヲ受ケタル銀行)¹²⁶⁾
- [5-23] (法学表題：保険会社の外務員の権限)¹²⁷⁾
- [7-91] (新聞表題：法律上ノ弁済充当ト超過利息)¹²⁸⁾

その他の判決は、いずれもやはり目新しい判断を含むものでもなく、特に個別に検討する必要もないように思われるので、公刊物に付された表題のみを以下で紹介するにとどめる。

- [1-8] (新聞表題：債権担保ノ為メノ手形ト返還)
- [1-9] (法学表題：民法第九百八条八号の一例) ※否定例
- [1-12] (法学表題：期日懈怠の一例)¹²⁹⁾
- [1-14] (法学表題：連帯保証人相互間の関係)
- [1-23] (法学表題：転売の目的を以てする土地譲渡の効力)
- [1-34] (法学表題：第三百七十七条第二項の簡易手続として第一審判決の事実摘示の記載を陳述するは適法なり) ※民事訴訟法377条2項
- [1-35] (法学表題：組合規約に違反せる総会決議の外部に対する効力)
- [2-49] (法学表題：民法第四六七条の法意)
- [2-50] (法学表題：判決に於ける文字の誤記)
- [2-53] (法学表題：慣用商章の認定)
- [2-64] (法学表題：無効の審決なき特許の効力／特許の範囲)
- [2-70] (法学表題：国税滞納処分による差押土地に対する強制管理)
- [2-75] (法学表題：確認の訴における権利保護要件)
- [2-77] (法学表題：訴訟代理人控訴の代理権付与せられたるときは第一審判決送達後も訴訟手続中断の余地なし)
- [2-91] (法学表題：自白認定の一例)
- [3-2] (法学表題：法律上の見解を誤りたる請求原因と訴旨の解釈)
- [3-6] (法学表題：宿直扱の控訴は適法なり)

126) 先例として、大(一民)判昭6・7・20民集10-561など。

127) 先例として、大(三民)判大5・10・21民録22-1959。

128) 判決理由では、「夙ニ当院判例トスルトコロ」とするにとどまっている。先例に該当すると思われるのは、大(一民)判明35・10・25民録8-134、大(一民)判明45・12・10民録16-921などである。

129) 「法学」に掲載されている本判決の判決文には加工が施されており、判決原本の記述とは一致しない部分がある。なお、本文は判決原本から引用したものである。

[3-12]（新聞表題：継母タル親権者ノ免黜ト其ノ期間）

[3-24]（法学表題：新規考案の一例）

[4-64]（法学表題：国税滞納処分として差押ありたる後更に同一土地に対し強制管理開始決定ありたる場合該決定の効力）

[6-68]（新聞表題：事実摘示ノ誤記ト上告理由）

このほか、二審判決のみが公開されている、未公開の棄却判決が6件あるので、ここで紹介しておきたい（二審判決については各公開物を参照されたい）。

[2-44]（二審判決の新報表題：賃借人カ賃料支払ヲ為スコトヲ要セサル場合）

「然レトモ原審ハ甲第三号証ニ記載シアル賃料ハ高キニ過クルモノトナシ他ノ証拠ニ依リ本件ノ損害額ヲ評定シタルモノナレハ同号証ノ成立ヲ認メタル原判示ニ所論ノ違法アリトスルモ上告人ニ何等ノ不利益ヲモ及ホシタルモノニアラサルカ故ニ之ヲ以テ上告ノ理由トナシ難ク論旨ハ採用スルニ足ラス」（上告理由第一点に対する判断）

「然レトモ原審ハ甲第五号証（丙第一号証）ニ記載シアルAノ氏名カ本人ノ自署ニ係ルモノナリヤ將又他人ノ代署セルモノナリヤハ本件ニ於テ之ヲ決スノ必要ナシトシ其ノ事実ヲ確定スルコトナク単ニ同人カ其ノ名ノ下ニ捺印シタル際同号証ニハ上告人ニ関スル記載ナカリシコトノミヲ確定シタルモノト解シ得ヘシ而シテ其認定事実ハ原判決ノ挙示セル証拠ニ依リ之ヲ証明スルニ足り論旨ハ究竟原審ノ為シ得ヘキ証拠判断及事実ノ認定ヲ批難スルニ帰スルモノニシテ上告適法ノ理由ト為スニ足ラス」（上告理由第二点に対する判断）

「然レトモ論旨ハ畢竟原審ノ専権ニ属スル証拠判断及事実ノ認定ヲ批難スルニ過キサルモノニシテ理由ナシ」（上告理由第三点に対する判断）

[2-67] 「然レトモ第一審判決ノ認可シタル仮処分決定ニ於テハ本件特許第六六三七二号権利明細書ノ記載ヲ基本トシテ之ト同一若ハ類似物ノ使用禁止ヲ命シタルモノナルカ原判決ニ在リテハ其ノ立言法ヲ異ニシ右特許ノ権利範囲ニ属スト做スAノ製作ニ係ル上告人使用ノ織布幅出機械ノ形状ヲ主文ニ直接表示シテ之カ使用ヲ禁止シタルモノニシテ使用禁止ノ目的物ニ付テハ彼此異ナルトコロ無キカ故ニ原判決ニハ所論ノ如キ不利益変更ノ違法アルコト無シ」（上告理由第一点に対する判断）

「然レトモ原判決ニハ其ノ援用シタル甲第一号証ニ依リ本件特許ノ性質及目的ノ要領ヲ論旨摘録ノ如ク判示シアリ該判示ニ依レハ本件特許ノ権利範囲ヲ知り得

ヘク又該機械ノ構造及作用ノ大要ヲ窺フニ足り以テ判断ノ資料ト為スニ十分ナルカ故ニ論旨ハ理由無シ」(上告理由第二点に対する判断)

「然レトモ原判決ハ挙示ノ疏明ニ基キ本件特許ノ機械ト上告人使用ノ機械トヲ对照シタル上両者ハ其ノ主要部分即テ樋袋(後者ニ於テハU字型軌条)布挟ミ(同上布挟器)齒輪(同上受動齒輪)口金(同上織布案内定規)縦軸(同上軸)ニ付同様ノ構造ヲ有シ且孰レモ樋袋(U字型軌条)ヲ移シテ布挟(布挟器)及ヒ其ノ有スル連鎖ノ弛緩ヲ調節スル等ノ作用ヲ為スモノナルコトヲ認メ以テ上告人使用ノ機械カ本件特許ノ権利範圍ニ属スルモノナルコトヲ判示シ居リ挙示ノ疏明ニ徴スレハ斯ル判断ヲ為シ得サルニ非ス然ラハ原判決ニ於テハ所論樋袋装置ノ自由ニ移動スルヤ否ヤノ点ノ如キハ其ノ権利範圍ノ一応ノ決定ニハ左迄重要ノ關係ヲ有セサルモノトシテ叙上ノ如ク判断シタルモノニ外ナラスシテ其ノ判断ノ相当ナルコトヲ領シ得ヘキカ故ニ原判決ニハ所論ノ如キ違法アルコト無シ」(上告理由第三点に対する判断)

「然レトモ所論甲号証ハ第三者作成ノ文書ナルヲ以テ原審ハ其ノ心証ニ基キ自由ニ成立ノ真否ヲ確定シ得ヘク從テ原審カ該書証ヲ採テ疏明資料ト為シタルコトニハ何等ノ違法無ク尚兩機ノ有スル所論弛緩調節ノ作用並ニ適當位置保持ノ作用カ如何ニシテ生スルヤノ理由ノ如キハ之ヲ判示スルノ要ナキコト自明ナルヲ以テ原判決ニハ所論ノ如キ違法アルモノト做スコトヲ得ス」(上告理由第四点に対する判断)

「然レトモ擅ニ他人ノ特許範圍ニ属スル同一若ハ類似品ヲ使用スルコトハ均ク当該特許權者ノ權利ヲ害スル結果ヲ齎スモノナルカ故ニ權利者ハ之ヲ禁止シ得ヘキコト勿論ナリ論旨ハ之ニ反スル見地ニ出テ採容ニ値セス」(上告理由第五点に対する判断)

[2-88] (二審判決の新聞表題：無尽業法第十一条ト破産)

「然レトモ被上告人ハ原審ニ於テ訴外Aハ昭和九年五月五日鳥取区裁判所ニ於テ会社財産ヲ以テ会社ノ債務ヲ完済スルコト能ハストノ理由ニ依リ破産宣告ヲ受ケタル旨主張シ該事實ハ上告人ノ争ハサルトコトナルコト第一審判決及原判決ノ事實摘示ニ徴シ洵ニ明白ナルヲ以テ原審ハ右当事者間争ナキ事實即テ前示会社カ右被上告人主張ノ如キ理由ニ依リ破産宣告ヲ受ケタル事實ニ依拠シ本件被上告人主張ニ係ル右会社ノ債務超過ノ事實ヲ肯認シタル趣旨ナルコト原判文ヲ通読シテ其意ヲ領スルニ難カラス而シテ如上ノ証拠資料ニ依リ必スシモ右原判示ノ如キ認定ヲ為シ得サルモノニ非ルカ故ニ論旨ハ畢竟原判決ヲ正解セサルカ若クハ独自ノ

見解ニ基キ原審ノ為シ得ヘキ範圍ニ於ケル証拠判断及事實認定ヲ論難スルニ帰着シ原判決ニハ所論ノ如キ違法ノ点存セサルヲ以テ論旨何レモ採用スルニ由ナシ」（上告理由第一点に対する判断）

[4-54] 「然レトモ原審ハ訴外A B間ノ売買ヲ以テ仮装ナリト認定シタルニ非ス判示ノ如キ目的ノ為真實所有權ヲ移轉シタルモノト認定シタルコト原判全文体ノ趣旨ニ徴シテ明ナリサレハ原審カ右売買ヲ仮装ノモノト認定シタルコトヲ前提トスル本論旨ハ其理由ナキコト言ヲ俟タス」（上告論旨第一点に対する判断）

「然レトモ原判決後段ニ『被上告人ハ訴外C対A及C対Bノ關係ニ付テハ何等知ル処ナクCハ被上告人ノ委託ニ基キ本件貸金ヲBニ支払ヒタルモノト信シ居リタル』旨ハ判示アリ之ニヨレハ原審ハ論旨ニ所謂『弁済』ハ所論ノ如ク上告人承諾ノ上為サレタルモノニ非スト認定シタルコト明ナルヲ以テ原判決ニハ所論ノ如キ判断遺脱ノ違法アルコトナシ」（上告論旨第二点に対する判断）

「所論ノ如キ各事情ハ固ヨリ反対ノ証拠ナキ場合ニ於テ一応訴外Aカ所謂『諒解』ヲ為シ居リタリトノ事實ヲ推定セシムヘキ一資料タルヘキハ論ヲ俟タス而モ如何ナル反証アルモ苟モ右ノ如キ事情ノ存スル限り必右諒解ノ事實ヲ認定セサルヘカラスト云フカ如キハ実験則存スルコトナシ原審ハ証拠ニヨリテ諒解無カリシ事實ヲ認定シタルモノニテ原審挙示ノ証拠ニヨレハ右認定ハ之ヲ為シ得サルニ非サルヲ以テ論旨ハ之ヲ援用スルニ由ナシ」（上告論旨第三点に対する判断）

[4-76] 「然レトモ原審ハ被上告人ノ主張ニ依リ本件貸借契約カ明治三十七年四月十一日頃若クハ遅クトモ同四十年以前ニ成立シタル旨認定シタルモノニシテ被上告人ノ主張セサル事實ヲ認定シタルモノニ非ス又貸借契約成立当時上告人カ在監中ナリシ事實ハ原審ノ認定セサルトコロナルノミナラス假令斯ル事實アリトスルモ必スシモ原審ノ認定ヲ妨ケサルヲ以テ論旨（一）（二）ハ其ノ理由ナク又上告人家カ居村付近ニ於テ通称Aト称セラレ居リタル事實ハ原判決挙示ノ第一審証人B原審証人Cノ各証言ニ依リ明白ナルヲ以テ論旨（三）モ亦採用スルニ足ラス」（上告理由第一点に対する判断）

「原審ハ幾多ノ書証並証人ノ供述ヲ綜合シテ明治三十七年中DカEノ親権者トシテ同人ヲ代理シAヨリ本件土地ヲ買受ケ之ヲ遅クトモ同四十年以前ニAノ子タル上告人ニ貸貸シタルモノナルコトヲ認定シタルモノニシテ之等ノ証拠ニ依レハ其ノ認定ハ固ヨリ正当ナリト云フヘク所謂權利証ヲ売主タルAニ於テ之ヲ保管シ其後上告人ノ手裡ニ存スルモノトスルモ此ノ一事ニ依リ必シモ本件土地売買契約カ仮装ノモノト認定セサルヘカラサルモノニ非ス左レハ原審カ右權利証ノ上告人

ノ手中ニ存スル事実ノ如キハ未タ以テ上告人ノ主張ヲ肯定スルニ足ラストシテ其ノ主張ヲ排斥シタルハ相当ニシテ既ニ叙上ノ証拠ニ依リ売買ノ真正ニ成立シタルコトヲ認定判示シタル以上権利証カ上告人ノ手裡ニ存スル事由ノ如キハ必スシモ之ヲ説示スルノ要ナキヲ以テ論旨ハ総テ採用ニ値セサルモノトス」(上告理由第二点に対する判断)

[7-103] (二審判決の新聞表題：事実上の慣習の効力)

「然レトモ戸主カ其ノ所有建物ニ居住スル家族ヲシテ之カ明渡ヲ為サシムルニハ先ツ家族タル身分ヲ剥奪セサル可カラスト云フカ如キ所論ノ慣習法ハ存セサルヲ以テ論旨ハ採用ノ限りニ非ス」(上告理由第一点に対する判断)

「然レトモ事実タル慣習ハ当事者ノ意思ヲ補足スル材料トスルニ過キスシテ法トシテ行為ノ規範タル効力ヲ有スルモノニ非サルヲ以テ仮令所論ノ如キ事実上ノ慣習存スルモ上告人主張ノ如ク此ノ一事ヲ以テ上告人ハ本件家屋ニ居住スル権利ヲ有スルモノナリト断スルコト能ハス故ニ原審ハ右慣習ニ付テノ鑑定申請ヲ却下シタルモ所論ノ如キ違法ナク論旨ハ失当トス」(上告理由第二点に対する判断)

「然レトモ被^マ上告人カ訴外Aニ対シテ為シタル家出シタル以上財産モ何モイラス体一ツニテ宣^マシイトノ言明ヲ以テ直ニ上告人等ニ対シ本件建物其ノ他ヲ贈与スル旨ノ意思表示ヲ為シタルモノトハ認メ難ク同趣旨ニ出テテ原判決ハ正当ナリ所論ハ畢竟原審ノ適法ニ為シタル証拠ノ判断ヲ非難スルニ帰着シ論旨理由ナシ」(上告理由第三点に対する判断)

一読すれば明らかなように、これらの判決は、民集に登載すべき価値のある判断を含むものとはいえない。

ここまで紹介した以外の判決は、その判決自体はもちろんのこと、その二審判決も公刊されていない。すなわち、これまでまったく表に出てこなかった判決ということになる。これらは公表するほどの価値はないと判断されたものと思われるが、一概にそう言い切れない部分を含む判決も存在するので、ここで紹介しておく。

[3-30] 「然レトモ会社ノ発起人カ将来会社ノ取得スヘキ土地ヲ他人ニ無償ニテ使用セシムヘキコトヲ契約スルカ如キハ会社設立ノ事務ニ属セサルコト言フ俟タル所ナルカ故ニ原審カ会社ノ創立総会ニ於テ之ヲ承認スルモ会社ハ之ニ因リテ右契約上ノ権利義務ヲ承継スルモノニ非スト解シテ上告人ノ主張ヲ排斥シタルハ相当ニシテ論旨何レモ理由ナシ」(上告理由第一・二点に対する判断)

[5-37] 「然レトモ所論中島判事ハ原審民事部ノ常任判事ニアラス常任判事差支アリシ為メ填補トシテ代理ヲ命セラレタルニ過キス而シテ部長差支アルトキハ其部ニ於ケル常任ノ上席判事之レヲ代理シテ裁判長トナリ常任ニアラサル代理判事ハ官等ノ如何ニ拘ラス部長ヲ代理シ裁判長トナル可キモノニアラサルカ故ニ原裁判所ノ構成ニ付キ何等所論ノ如キ違法ノ点ナク論旨ハ理由ナシ」（上告論旨第二点に対する判断）

2-2. 公刊物における判決文の加工とその復元

民集登載判決については、いずれにおいても「主文」が削除され、新たに「事実」が付け加えられているほか、判決文の一部が脱落しているものが1件あるが、脱落しているのは、下記の通り、民集に登載すべき価値を持つ判断とはいえない部分である。

[7-83] 「然レトモ原審採用ノ当該証拠資料ニ依レハ以テ所論ノ原判示事実ヲ認定シ得サルニ非ス所論ハ畢竟皆原審ノ専権ニ属スル証拠資料ノ取捨判断及事実ノ認定ヲ非難スルニ帰シ以テ上告適法ノ理由ト為スニ足ラス」（上告理由第一・二・三・五・六・八点に対する判断）

民集不登載だが他の公刊物に掲載されているものについては、36件の判決において判決文の一部脱落がみられる¹³⁰⁾。このうち [1-8]・[6-49] を除く34件が、判決文の一部のみを掲載する方針を採用している「法学」のみに掲載されているものである。こうした省略部分には重要な判断はやはり含まれていないため、以下では、判決（とりわけ上告理由／論旨に対する判断）のどの部分が未公開となっているのかについての、記録しておくこととする。

[1-8] 上告論旨第三～十点に対する判断

[1-9] （上告理由のみ）

[1-12] 上告理由第一点に対する判断の一部，第二点に対する判断の全部

[1-14] 上告理由第二～四点に対する判断

[1-18] 上告論旨第一点に対する判断

[1-23] 上告論旨第一点，第二点，第三点，第五点に対する判断

[1-33] 上告論旨第一点，第二点に対する判断

[1-34] 上告理由第二点，第三点，第四点に対する判断

130) そのうち20件が「法学」のみに掲載されている判決である。

- [1-35] 上告理由第二・三点に対する判断
- [2-43] (上告理由のみ)
- [2-49] 上告論旨第三点に対する判断
- [2-50] 上告論旨第二・三点に対する判断
- [2-53] 上告論旨第一点, 第二・五点, 第四点, 第六点, 第七点に対する判断
- [2-64] 上告理由第一～六点に対する判断の一部, 第七点に対する判断の全部
- [2-68] (上告論旨のみ)
- [2-70] 上告理由第二点に対する判断
- [2-75] (上告理由のみ)
- [2-77] 上告理由第二点に対する判断
- [2-87] 上告理由第一・二点に対する判断
- [2-89] 上告理由第一点に対する判断の一部, 第二点に対する判断の全部
- [2-91] (上告理由のみ)
- [3-2] 上告理由第一点, 第四点, 第五点, 第六点に対する判断
- [3-6] 上告論旨第二点, 第三点, 第四点に対する判断
- [3-24] 上告理由第一・二点に対する判断の一部, 第三点に対する判断の全部
- [3-36] 上告理由第一点, 第三点に対する判断
- [4-64] 上告理由第二点に対する判断
- [4-67] 上告理由第一点に対する判断
- [4-72] 上告論旨第一・二点に対する判断
- [5-4] (上告論旨のみ)
- [5-15] 上告論旨第一点, 第二・三点, 第四点, 第五点に対する判断
- [5-23] 上告理由第三点, 第四点に対する判断
- [6-49] 上告論旨第二～五点に対する判断
- [6-58] (上告理由のみ)
- [6-71] 上告理由第一点, 第二点に対する判断
- [7-101] 上告論旨第二点に対する判断
- [7-104] (上告論旨のみ)

2-3. 受命判事の特定とその意義

現段階で、今回分についてはこの項で論ずべき判決を見出していない。

* 本研究は、平成23～25年度独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業・学術研究助成基金助成金（若手研究(B)・研究課題名「大審院（民事部）」

における判決形成過程の研究」〔研究代表者：木村和成，課題番号：23730114〕に基づく研究成果の一部である。